

学校法人の現状について



文部科学省高等教育局私学部参事官付



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

私立学校の経営状況について（概要）

I 大学・短期大学計（876 校）

1. 令和 5 年度は、前年度と比較すると、大学・短大全体では、入学定員が増えた一方、入学者及び入学定員充足率は減少した。

入学定員 約 55 万 1,452 人（前年比 2.6 千人増）

入学者数 約 53 万 5,740 人（前年比 5.9 千人減）

入学定員充足率 約 97.2%（前年度約 98.7%）

※ 日本私立学校振興・共済事業団調べ（令和 5 年度のデータ）

II 大学（600 校）

1. 入学定員未充足の大学の割合は、前年度の 47.3%から 53.3%に増加した。また、入学定員の 80%以上を充足している大学の割合は前年度の 80.6%から 74.2%に減少した。充足率を地域別に見ると、三大都市圏（※）では 101.4%、その他の地域では 93.5%となった。

入学定員 約 50 万 2,635 人（前年比約 4.6 千人増）

入学者数 約 50 万 599 人（前年比約 1.5 千人減）

入学定員充足率 99.6%（前年度 100.8%）

※ 三大都市圏…埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、京都、大阪、兵庫

2. 私立大学全体では基本金組入前当年度収支差額（平成 26 年度以前は帰属収支差額）はプラスであるものの、平成 18 年度以降、事業活動収支差額比率（平成 26 年度以前は帰属収支差額比率）は 10%を割り込んでいる。

基本金組入前当年度収支差額（平成 26 年度以前は帰属収支差額）がマイナスの大学が全体の 38.5%（対前年比 8.8 ポイント増加）。

※ 事業活動収支差額比率（帰属収支差額比率）とは、学校法人の負債とならない収入である事業活動収入（帰属収入）から事業活動支出（消費支出）を差し引いた差額（基本金組入前当年度収支差額（帰属収支差額））が収入全体の何%に当たるかを見る比率である。

※ 日本私立学校振興・共済事業団調べ（1. は令和 5 年度、2. は令和 4 年度決算のデータ）

Ⅲ 短期大学 (276 校)

1. 入学定員未充足の学校の割合は、前年度の 85.7%から 92.0%に増加している。また、入学定員の 80%以上を充足している短期大学の割合は前年度の 44.4%から 35.1%に減少した。

入学定員 約 4 万 8,817 人（前年比約 2.0 千人減）

入学者数 約 3 万 5,141 人（前年比約 4.3 千人減）

入学定員充足率 約 72.0%（前年度 77.6%）

2. 基本金組入前当年度収支差額（平成 26 年度以前は帰属収支差額）がマイナスの短期大学が全体の 58.9%（対前年比 3.6 ポイント減少）

※ 日本私立学校振興・共済事業団調べ（1. は令和 5 年度、2. は令和 4 年度決算のデータ）

Ⅳ 高等学校 (1,293 校)

1. 入学定員未充足の学校の割合は、前年度の 71.3 から 71.0%に減少している。

入学定員 40 万 4,584 人（前年比 238 人増）

入学者数 34 万 5,038 人（前年比 3.4 千人減）

入学定員充足率 85.3%（前年度 86.2%）

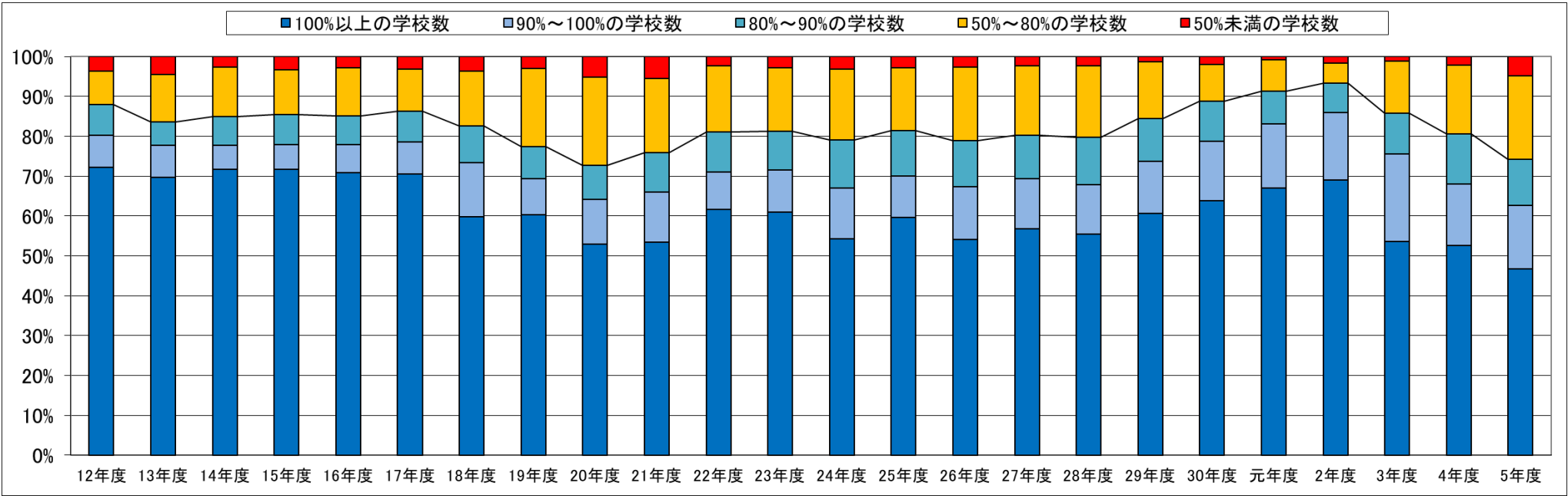
2. 基本金組入前当年度収支差額がマイナスの高等学校が全体の 43.6%（対前年比 4.6 ポイント増加）

※ 日本私立学校振興・共済事業団調べ（1. は令和 5 年度、2. は令和 3 年度決算のデータ）

私立大学における入学定員充足率の推移

区分	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
大学数	471	493	508	521	533	542	550	559	565	570	569	572	577	576	578	579	577	581	582	587	593	597	598	600
100%以上の学校数	340	344	364	374	378	382	329	337	299	305	351	349	313	344	313	329	320	352	372	393	409	320	315	280
割合	72.2%	69.8%	71.7%	71.8%	70.9%	70.5%	59.8%	60.3%	52.9%	53.5%	61.7%	61.0%	54.2%	59.7%	54.2%	56.8%	55.5%	60.6%	63.9%	67.0%	69.0%	53.6%	52.7%	46.7%
90%～100%の学校数	38	39	31	32	37	44	75	51	64	71	53	60	74	59	76	73	72	76	86	95	101	131	92	96
割合	8.1%	7.9%	6.1%	6.1%	6.9%	8.1%	13.6%	9.1%	11.3%	12.5%	9.3%	10.5%	12.8%	10.2%	13.1%	12.6%	12.5%	13.1%	14.8%	16.2%	17.0%	21.9%	15.4%	16.0%
80%～90%の学校数	36	29	37	39	39	42	50	45	48	57	57	56	69	66	67	63	68	63	59	48	43	61	75	69
割合	7.6%	5.9%	7.3%	7.5%	7.3%	7.7%	9.1%	8.1%	8.5%	10.0%	10.0%	9.8%	12.0%	11.5%	11.6%	10.9%	11.8%	10.8%	10.1%	8.2%	7.3%	10.2%	12.5%	11.5%
50%～80%の学校数	40	59	63	59	64	57	76	109	125	106	95	91	103	91	107	101	104	82	54	46	30	78	103	126
割合	8.5%	12.0%	12.4%	11.3%	12.0%	10.5%	13.8%	19.5%	22.1%	18.6%	16.7%	15.9%	17.9%	15.8%	18.5%	17.4%	18.0%	14.1%	9.3%	7.8%	5.1%	13.1%	17.2%	21.0%
50%未満の学校数	17	22	13	17	15	17	20	17	29	31	13	16	18	16	15	13	13	8	11	5	10	7	13	29
割合	3.6%	4.5%	2.6%	3.3%	2.8%	3.1%	3.6%	3.0%	5.1%	5.4%	2.3%	2.8%	3.1%	2.8%	2.6%	2.2%	2.3%	1.4%	1.9%	0.9%	1.7%	1.2%	2.2%	4.8%
入学定員未充足校	131	149	144	147	155	160	221	222	266	265	218	223	264	232	265	250	257	229	210	194	184	277	283	320
割合	27.8%	30.2%	28.3%	28.2%	29.1%	29.5%	40.2%	39.7%	47.1%	46.5%	38.3%	39.0%	45.8%	40.3%	45.8%	43.2%	44.5%	39.4%	36.1%	33.0%	31.0%	46.4%	47.3%	53.3%
充足率80%以上校	414	412	432	445	454	468	454	433	411	433	461	465	456	469	456	465	460	491	517	536	553	512	482	445
割合	87.9%	83.6%	85.0%	85.4%	85.2%	86.3%	82.5%	77.5%	72.7%	76.0%	81.0%	81.3%	79.0%	81.4%	78.9%	80.3%	79.7%	84.5%	88.8%	91.3%	93.3%	85.8%	80.6%	74.2%

(注) 大学数に、学生募集停止中の学校、株式会社が設置する学校、通信制課程・大学院のみを設置する学校は含まない。



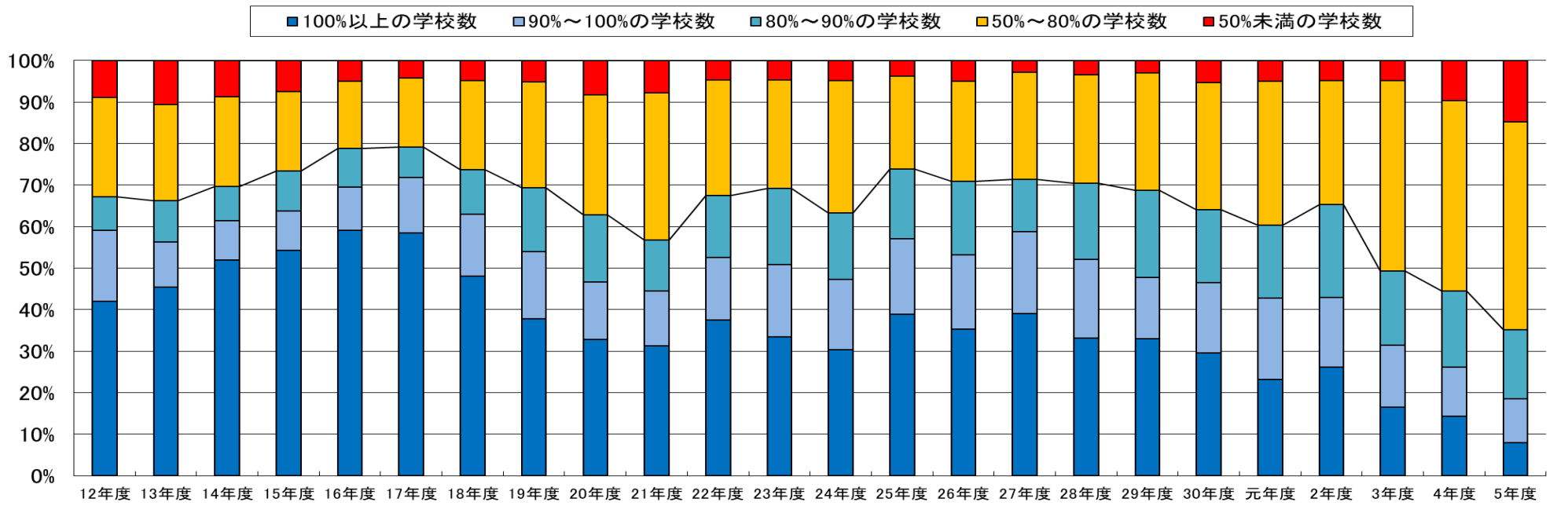
私立短期大学における入学定員充足率の推移

区分	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
短期大学数	460	449	435	416	400	383	373	365	360	356	344	338	330	324	320	315	311	304	301	297	291	286	279	276
100%以上の学校数	193	204	226	226	236	224	179	138	118	111	129	113	100	126	113	123	103	100	89	69	76	47	40	22
割合	42.0%	45.4%	52.0%	54.3%	59.0%	58.5%	48.0%	37.8%	32.8%	31.2%	37.5%	33.4%	30.3%	38.9%	35.3%	39.0%	33.1%	32.9%	29.6%	23.2%	26.1%	16.4%	14.3%	8.0%
90%～100%の学校数	79	49	41	39	42	51	56	59	50	47	52	59	56	59	57	62	59	45	51	58	49	43	33	29
割合	17.2%	10.9%	9.4%	9.4%	10.5%	13.3%	15.0%	16.2%	13.9%	13.2%	15.1%	17.5%	17.0%	18.2%	17.8%	19.7%	19.0%	14.8%	16.9%	19.5%	16.8%	15.0%	11.8%	10.5%
80%～90%の学校数	37	44	36	40	37	28	40	56	58	44	51	62	53	54	57	40	57	64	53	52	65	51	51	46
割合	8.0%	9.8%	8.3%	9.6%	9.3%	7.3%	10.7%	15.3%	16.1%	12.4%	14.8%	18.3%	16.1%	16.7%	17.8%	12.7%	18.3%	21.1%	17.6%	17.5%	22.3%	17.8%	18.3%	16.7%
50%～80%の学校数	110	104	94	80	65	64	80	93	104	126	96	88	105	73	77	81	81	86	92	103	87	131	128	138
割合	23.9%	23.2%	21.6%	19.2%	16.3%	16.7%	21.4%	25.5%	28.9%	35.4%	27.9%	26.0%	31.8%	22.5%	24.1%	25.7%	26.0%	28.3%	30.6%	34.7%	29.9%	45.8%	45.9%	50.0%
50%未満の学校数	41	48	38	31	20	16	18	19	30	28	16	16	16	12	16	9	11	9	16	15	14	14	27	41
割合	8.9%	10.7%	8.7%	7.5%	5.0%	4.2%	4.8%	5.2%	8.3%	7.9%	4.7%	4.7%	4.8%	3.7%	5.0%	2.9%	3.5%	3.0%	5.3%	5.1%	4.8%	4.9%	9.7%	14.9%

入学定員未充足校	267	245	209	190	164	159	194	227	242	245	215	225	230	198	207	192	208	204	212	228	215	239	239	254
割合	58.0%	54.6%	48.0%	45.7%	41.0%	41.5%	52.0%	62.2%	67.2%	68.8%	62.5%	66.6%	69.7%	61.1%	64.7%	61.0%	66.9%	67.1%	70.4%	76.8%	73.9%	83.6%	85.7%	92.0%

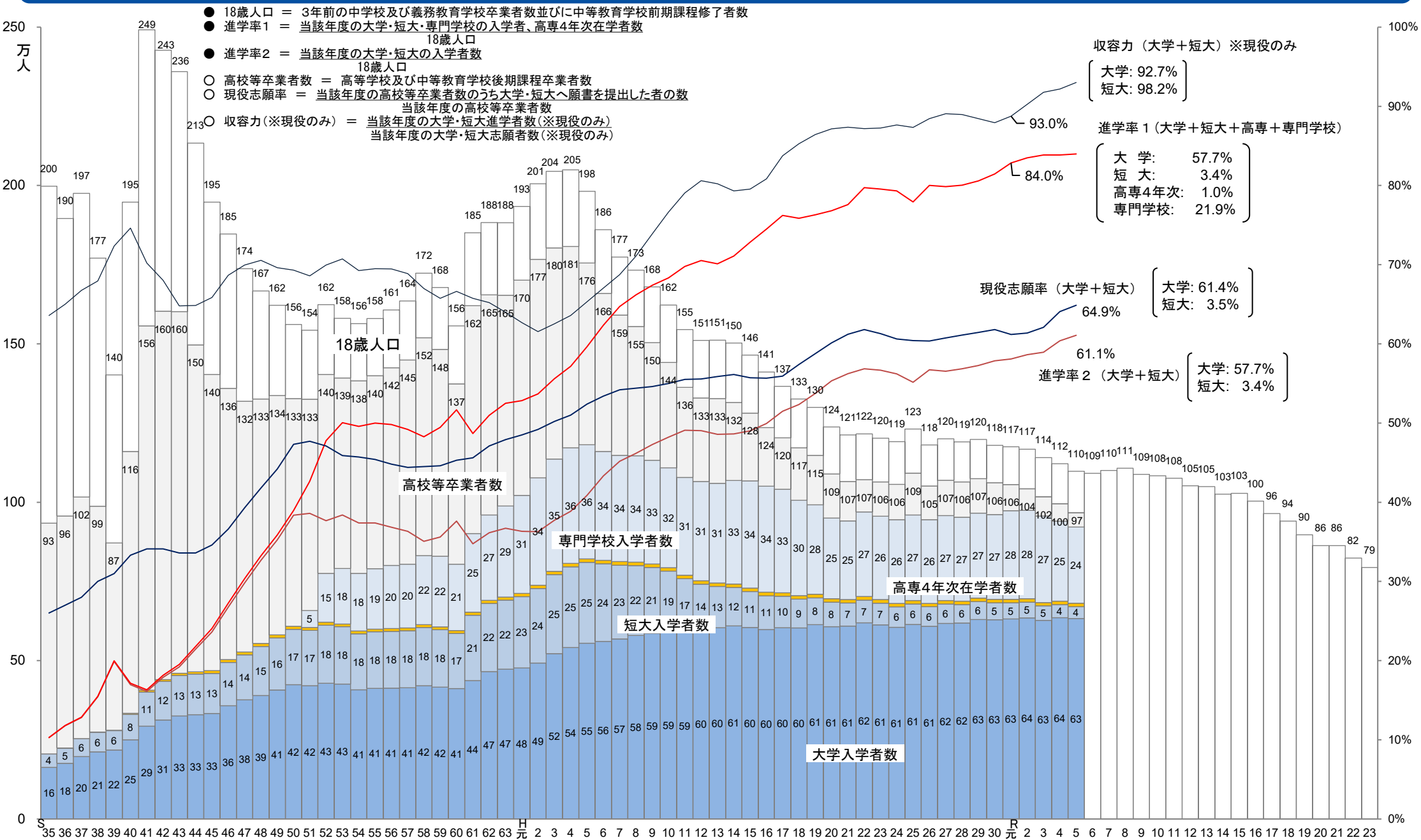
充足率80%以上校	309	297	303	305	315	303	275	253	226	202	232	234	209	239	227	225	219	209	193	179	190	141	124	97
割合	67.2%	66.1%	69.7%	73.3%	78.8%	79.1%	73.7%	69.3%	62.8%	56.7%	67.4%	69.2%	63.3%	73.8%	70.9%	71.4%	70.4%	68.8%	64.1%	60.3%	65.3%	49.3%	44.4%	35.1%

(注) 短大数に、学生募集停止中の学校、株式会社が設置する学校、通信制課程・大学院のみを設置する学校は含まない。



18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移

18歳人口は、ピークであった昭和41年には、約249万人であったが、令和5年には110万人にまで減少。令和23年には80万人を切ることが予測されている。高等教育機関への進学率は概ね上昇を続け、令和5年には大学のみで57.7%、全体で84.0%となっている。



出典：文部科学省「学校基本統計」。令和6～23年については国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）（出生中位・死亡中位）」を基に作成。

※進学率、現役志願率については、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

私立大学における地域別の入学者数(5年前との比較)

入学者数(人)

180000

160000

60000

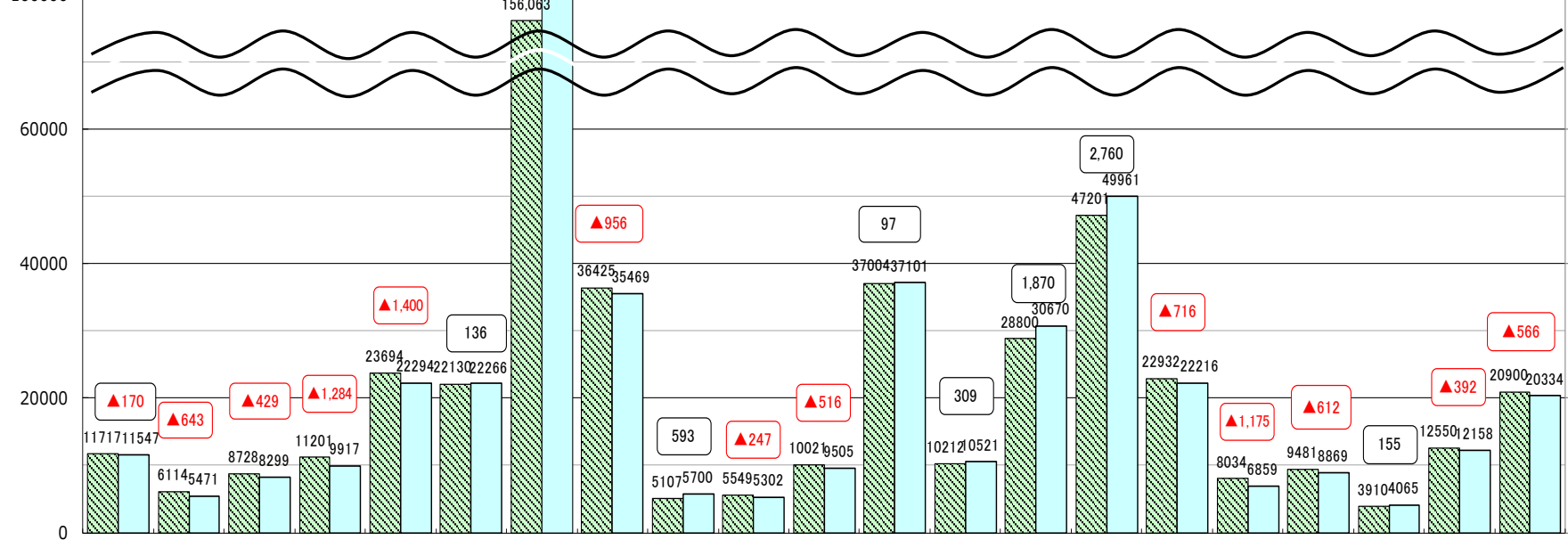
40000

20000

0

R5入学者数(500,599)－H30入学者数(497,773) = 2,826

■ H30入学者数
□ R5入学者数
■ H30入学者数(東京用)
□ R5入学者数(東京用)



	北海道	東北※	宮城	関東※	埼玉	千葉	東京	神奈川	甲信越※	北陸※	東海※	愛知	近畿※	京都	大阪	兵庫	中国※	広島	四国	九州※	福岡	合計	三大都市圏※	その他地域
H30学部数	61	42	28	54	79	87	387	108	37	30	58	153	36	93	157	94	53	50	26	69	74	1,776	1,158	618
R5学部数	60	45	36	55	85	96	419	120	46	37	65	163	41	103	184	111	54	49	29	74	78	1,950	1,281	669
30年度比	-1	3	8	1	6	9	32	12	9	7	7	10	5	10	27	17	1	-1	3	5	4	174	123	51
H30入学定員	11,820	6,404	8,394	10,753	22,540	21,572	150,338	34,950	5,312	5,373	9,836	35,607	10,173	29,062	45,215	22,588	8,517	9,568	4,410	12,695	19,859	484,986	361,872	123,114
R5入学定員	11,681	6,376	8,439	10,179	22,742	22,858	156,483	34,775	5,994	5,724	10,596	36,479	10,816	30,692	49,150	23,682	8,477	9,558	4,715	12,835	20,384	502,635	376,861	125,774
30年度比	-139	-28	45	-574	202	1,286	6,145	-175	682	351	760	872	643	1,630	3,935	1,094	-40	-10	305	140	525	17,649	14,989	2,660
H30入学者数	11,717	6,114	8,728	11,201	23,694	22,130	156,063	36,425	5,107	5,549	10,021	37,004	10,212	28,800	47,201	22,932	8,034	9,481	3,910	12,550	20,900	497,773	374,249	123,524
R5入学者数	11,547	5,471	8,299	9,917	22,294	22,266	162,075	35,469	5,700	5,302	9,505	37,101	10,521	30,670	49,961	22,216	6,859	8,869	4,065	12,158	20,334	500,599	382,052	118,547
30年度比	98.5%	89.5%	95.1%	88.5%	94.1%	100.6%	103.9%	97.4%	111.6%	95.5%	94.9%	100.3%	103.0%	106.5%	105.8%	96.9%	85.4%	93.5%	104.0%	96.9%	97.3%	100.6%	102.1%	96.0%
H30充足率	99.1%	95.5%	104.0%	104.2%	105.1%	102.6%	103.8%	104.2%	96.1%	103.3%	101.9%	103.9%	100.4%	99.1%	104.4%	101.5%	94.3%	99.1%	88.7%	98.9%	105.2%	102.6%	103.4%	100.3%
R5充足率	98.9%	85.8%	98.3%	97.4%	98.0%	97.4%	103.6%	102.0%	95.1%	92.6%	89.7%	101.7%	97.3%	99.9%	101.7%	93.8%	80.9%	92.8%	86.2%	94.7%	99.8%	99.6%	101.4%	94.3%
30年度比(ポイント)	-0.3	-9.7	-5.6	-6.7	-7.1	-5.2	-0.2	-2.2	-1.0	-10.6	-12.2	-2.2	-3.1	0.8	-2.7	-7.7	-13.4	-6.3	-2.4	-4.1	-5.5	-3.0	-2.0	-6.1

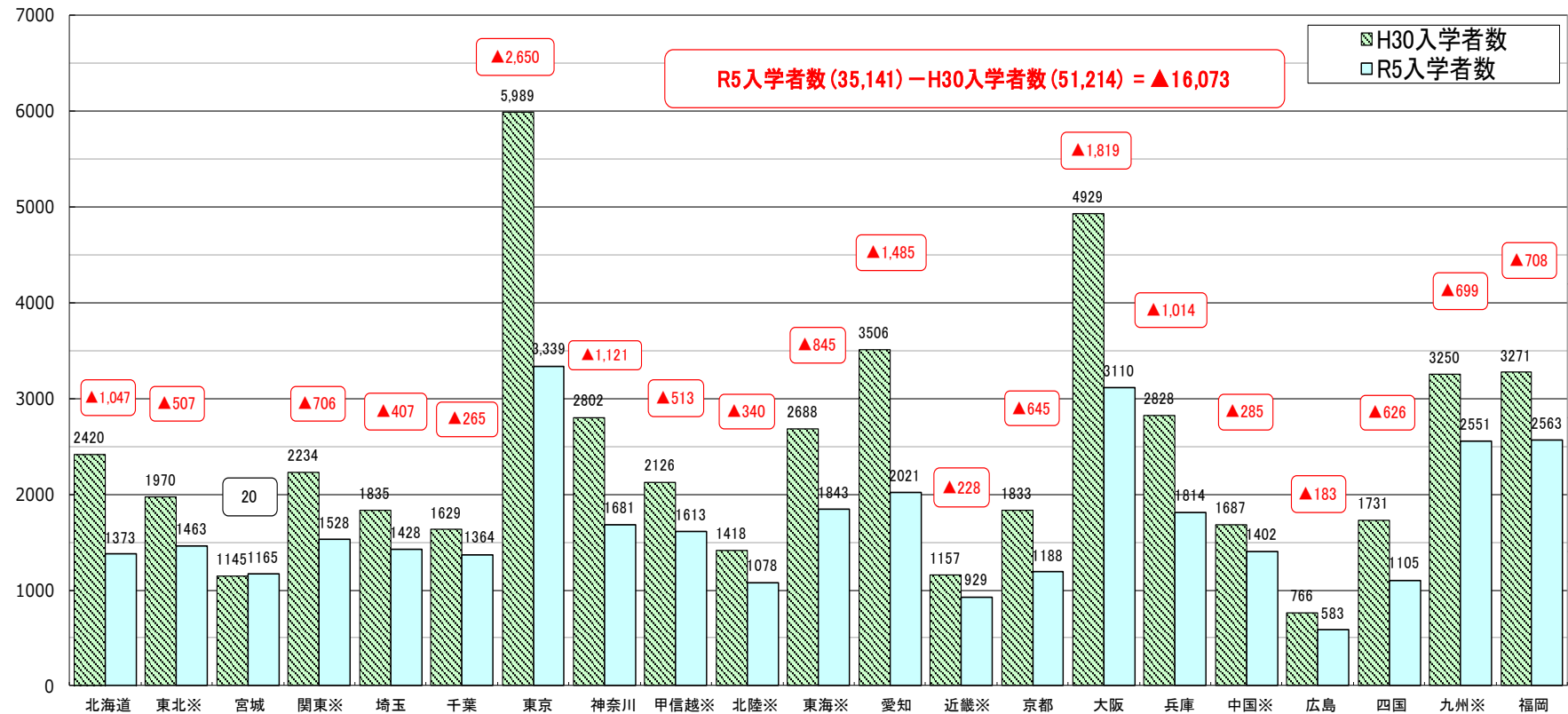
※東北（青森、岩手、秋田、山形、福島）、関東（茨城、栃木、群馬）、甲信越（新潟、山梨、長野）、北陸（富山、石川、福井）、東海（岐阜、静岡、三重）、近畿（滋賀、奈良、和歌山）、

中国（鳥取、島根、岡山、山口）、九州（佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄）

※※三大都市圏（埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、京都、大阪、兵庫）

私立短期大学における地域別の入学者数(5年前との比較)

入学者数(人)



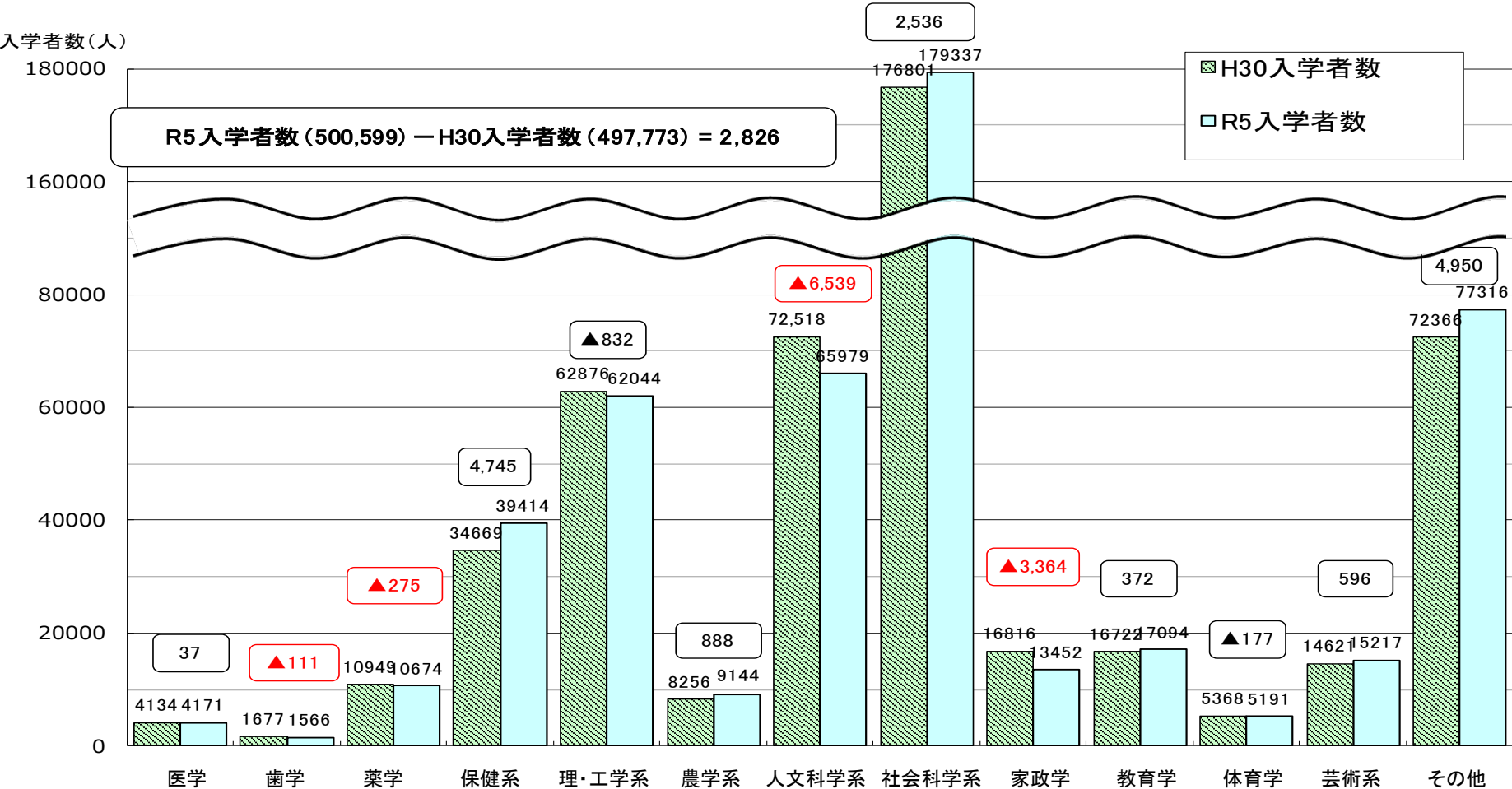
	北海道	東北※	宮城	関東※	埼玉	千葉	東京	神奈川	甲信越※	北陸※	東海※	愛知	近畿※	京都	大阪	兵庫	中国※	広島	四国	九州※	福岡	合計	三大都市圏※	その他地域
H30学科数	30	29	12	24	18	16	51	18	26	18	34	34	12	16	45	33	26	11	28	38	42	561	231	330
R5学科数	25	26	15	22	17	15	46	16	25	17	29	31	12	13	39	30	27	10	27	36	36	514	207	307
30年度比	-5	-3	3	-2	-1	-1	-5	-2	-1	-1	-5	-3	0	-3	-6	-3	1	-1	-1	-2	-6	-47	-24	-23
H30入学者数	2,835	2,525	1,155	2,671	2,215	2,010	6,005	2,850	2,425	1,660	3,145	3,850	1,330	1,920	5,370	3,520	2,105	920	1,950	3,695	4,005	58,161	27,740	30,421
R5入学者数	2,125	2,035	1,245	2,190	1,930	1,590	4,675	2,570	2,200	1,430	2,610	3,142	1,230	1,670	4,225	2,590	1,940	790	1,750	3,345	3,535	48,817	22,392	26,425
30年度比	-710	-490	90	-481	-285	-420	-1,330	-280	-225	-230	-535	-708	-100	-250	-1,145	-930	-165	-130	-200	-350	-470	-9,344	-5,348	-3,996
H30入学者数	2,420	1,970	1,145	2,234	1,835	1,629	5,989	2,802	2,126	1,418	2,688	3,506	1,157	1,833	4,929	2,828	1,687	766	1,731	3,250	3,271	51,214	25,351	25,863
R5入学者数	1,373	1,463	1,165	1,528	1,428	1,364	3,339	1,681	1,613	1,078	1,843	2,021	929	1,188	3,110	1,814	1,402	583	1,105	2,551	2,563	35,141	15,945	19,196
30年度比	56.7%	74.3%	101.7%	68.4%	77.8%	83.7%	55.8%	60.0%	75.9%	76.0%	68.6%	57.6%	80.3%	64.8%	63.1%	64.1%	83.1%	76.1%	63.8%	78.5%	78.4%	68.6%	62.9%	74.2%
H30充足率	85.4%	78.0%	99.1%	83.6%	82.8%	81.0%	99.7%	98.3%	87.7%	85.4%	85.5%	91.1%	87.0%	95.5%	91.8%	80.3%	80.1%	83.3%	88.8%	88.0%	81.7%	88.1%	91.4%	85.0%
R5充足率	64.6%	71.9%	93.6%	69.8%	74.0%	85.8%	71.4%	65.4%	73.3%	75.4%	70.6%	64.3%	75.5%	71.1%	73.6%	70.0%	72.3%	73.8%	63.1%	76.3%	72.5%	72.0%	71.2%	72.6%
30年度比(ポイント)	-20.7	-6.1	-5.6	-13.9	-8.9	4.7	-28.3	-32.9	-14.4	-10.0	-14.9	-26.7	-11.5	-24.3	-18.2	-10.3	-7.9	-9.5	-25.6	-11.7	-9.2	-16.1	-20.2	-12.4

※東北（青森、岩手、秋田、山形、福島）、関東（茨城、栃木、群馬）、甲信越（新潟、山梨、長野）、北陸（富山、石川、福井）、東海（岐阜、静岡、三重）、近畿（滋賀、奈良、和歌山）、

中国（鳥取、島根、岡山、山口）、九州（佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄）

※三大都市圏（埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、京都、大阪、兵庫）

私立大学における系統別の入学者数(5年前との比較)



	医学	歯学	薬学	保健系	理・工学系	農学系	人文科学系	社会科学系	家政学	教育学	体育学	芸術系	その他	合計
R5入学定員充足率	100.4%	78.5%	94.7%	96.8%	101.9%	103.3%	96.3%	102.7%	89.0%	91.4%	100.0%	105.3%	98.9%	99.6%
H30入学定員充足率	100.8%	81.3%	95.6%	101.1%	101.5%	99.4%	104.0%	104.5%	97.5%	100.3%	106.4%	102.2%	102.5%	102.6%
R5志願者数	102,448	7,423	74,627	171,927	745,078	82,069	474,386	1,355,137	46,651	87,385	10,413	60,391	495,892	3,713,827
系統別割合	2.8%	0.2%	2.0%	4.6%	20.1%	2.2%	12.8%	36.5%	1.3%	2.4%	0.3%	1.6%	13.4%	100.0%
H30志願者数	102,447	7,422	74,626	171,926	745,077	82,068	474,385	1,355,136	46,650	87,384	10,412	60,390	495,891	3,713,826
系統別割合	2.8%	0.2%	2.0%	4.6%	20.1%	2.2%	12.8%	36.5%	1.3%	2.4%	0.3%	1.6%	13.4%	100.0%
R5入学者数	4,171	1,566	10,674	39,414	62,044	9,144	65,979	179,337	13,452	17,094	5,191	15,217	77,316	500,599
系統別割合	0.8%	0.3%	2.1%	7.9%	12.4%	1.8%	13.2%	35.8%	2.7%	3.4%	1.0%	3.0%	15.4%	100.0%
H30入学者数	4,134	1,677	10,949	34,669	62,876	8,256	72,518	176,801	16,816	16,722	5,368	14,621	72,366	497,773
系統別割合	0.8%	0.3%	2.2%	7.0%	12.6%	1.7%	14.6%	35.5%	3.4%	3.4%	1.1%	2.9%	14.5%	100.0%
30年度比	100.9%	93.4%	97.5%	113.7%	98.7%	110.8%	91.0%	101.4%	80.0%	102.2%	96.7%	104.1%	106.8%	100.6%

私立短期大学における系統別の入学者数(5年前との比較)

入学者数(人)

25000

20000

15000

10000

5000

0

R5入学者数(35,141)－H30入学者数(51,214)＝▲16,073

▲6,674

■H30入学者数

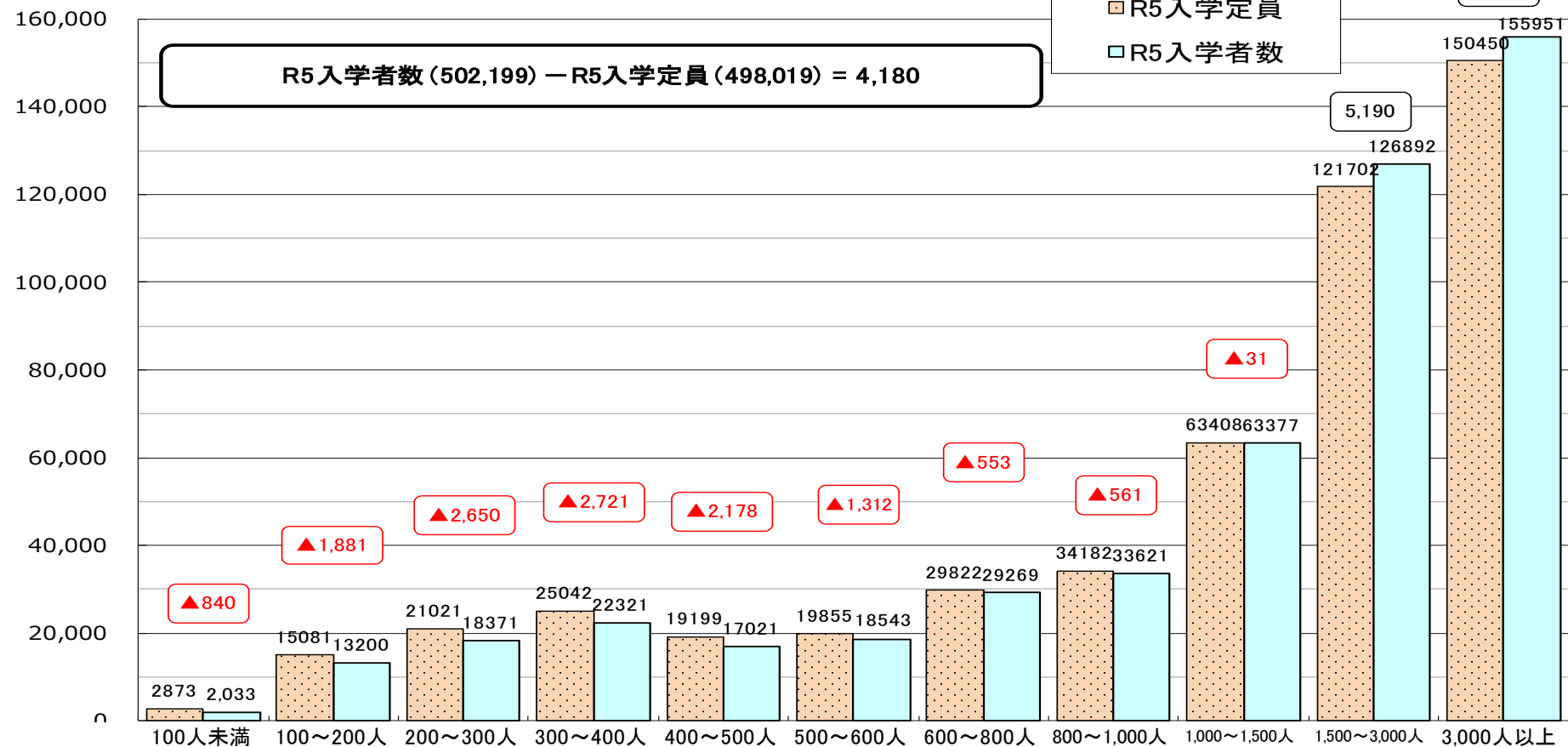
□R5入学者数

保健系 農工系 人文系 社会系 家政系 教育系 芸術系 その他 合計

R5入学定員充足率	83.2%	67.4%	59.9%	78.0%	70.2%	68.4%	90.6%	80.0%	72.0%
H30入学定員充足率	94.2%	84.3%	107.5%	91.1%	83.7%	84.4%	88.0%	91.0%	88.1%
R5志願者数	3,780	1,842	3,983	5,758	8,316	14,865	2,831	4,614	45,989
系統別割合	8.2%	4.0%	8.7%	12.5%	18.1%	32.3%	6.2%	10.0%	100.0%
H30志願者数	3,779	1,841	3,982	5,757	8,315	14,864	2,830	4,613	45,988
系統別割合	8.2%	4.0%	8.7%	12.5%	18.1%	32.3%	6.2%	10.0%	100.0%
R5入学者数	2,661	1,156	2,466	4,007	6,444	12,928	2,044	3,435	35,141
系統別割合	7.6%	3.3%	7.0%	11.4%	18.3%	36.8%	5.8%	9.8%	100.0%
H30入学者数	3,335	1,589	4,670	5,175	9,291	19,602	2,209	5,343	51,214
系統別割合	6.5%	3.1%	9.1%	10.1%	18.1%	38.3%	4.3%	10.4%	100.0%
30年度比	79.8%	72.8%	52.8%	77.4%	69.4%	66.0%	92.5%	64.3%	68.6%

私立大学における規模別の入学定員、入学者数（令和5年度）

入学者数(人)



	100人未満	100～200人	200～300人	300～400人	400～500人	500～600人	600～800人	800～1,000人	1,000～1,500人	1,500～3,000人	3,000人以上	合計
R5入学定員充足率	70.8%	87.5%	87.4%	89.1%	88.7%	93.4%	98.1%	98.4%	100.0%	104.3%	103.7%	99.6%
H30入学定員充足率	92.6%	95.8%	99.4%	98.2%	100.8%	103.7%	103.6%	109.4%	104.3%	105.0%	100.6%	102.6%
R5志願者数	3,954	45,280	63,220	72,858	59,355	62,025	106,289	157,801	315,888	1,086,814	1,740,343	3,713,827
規模別割合	0.1%	1.2%	1.7%	2.0%	1.6%	1.7%	2.9%	4.2%	8.5%	29.3%	46.9%	100.0%
H30志願者数	3,953	45,279	63,219	72,857	59,354	62,024	106,288	157,800	315,887	1,086,813	1,740,342	3,713,826
規模別割合	0.1%	1.2%	1.7%	2.0%	1.6%	1.7%	2.9%	4.2%	8.5%	29.3%	46.9%	100.0%
R5入学者数	2,033	13,200	18,371	22,321	17,021	18,543	29,269	33,621	63,377	126,892	155,951	500,599
規模別割合	0.4%	2.6%	3.7%	4.5%	3.4%	3.7%	5.8%	6.7%	12.7%	25.3%	31.2%	100.0%
H30入学者数	2,304	13,612	21,213	23,474	16,465	25,113	31,953	31,910	65,304	120,685	145,740	497,773
規模別割合	0.5%	2.7%	4.3%	4.7%	3.3%	5.0%	6.4%	6.4%	13.1%	24.2%	29.3%	100.0%
30年度比	88.2%	97.0%	86.6%	95.1%	103.4%	73.8%	91.6%	105.4%	97.0%	105.1%	107.0%	100.6%

私立大学・短期大学・高等学校の収支状況(経年の推移)

○大学の収支状況

(単位:億円)

年 度		25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4
集計学校数	a	校 591	校 592	校 596	校 590	校 595	校 592	校 599	校 608	校 611	校 612
事業活動収入 (H26以前は帰属収入)	b	33,156	33,234	33,540	33,654	34,314	34,674	34,986	36,002	36,272	36,921
事業活動支出 (H26以前は消費支出)	c	31,371	31,450	32,371	32,544	33,073	33,448	33,795	34,583	34,800	35,858
基本金組入前当年度収支差額 (H26以前は帰属収支差額)	d=b-c	1,785	1,784	1,169	1,110	1,241	1,226	1,190	1,418	1,473	1,063
事業活動収支差額比率 (H26以前は帰属収支差額比率)	e=d÷b	5.4%	5.4%	3.5%	3.3%	3.6%	3.5%	3.4%	3.9%	4.1%	2.9%
基本金組入前当年度収支差額(H26以前は帰属収支差額)がマイナスの学校数	f	校 215	校 219	校 243	校 233	校 235	校 215	校 222	校 191	校 200	校 221
割合	g=f÷a	36.4%	37.0%	40.8%	39.5%	39.5%	36.3%	37.1%	31.4%	32.7%	36.1%

○短期大学の収支状況

(単位:億円)

年 度		25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4
集計学校数	a	校 337	校 333	校 324	校 321	校 317	校 310	校 299	校 298	校 292	校 286
事業活動収入 (H26以前は帰属収入)	b	1,961	1,941	1,875	1,838	1,745	1,671	1,497	1,552	1,481	1,359
事業活動支出 (H26以前は消費支出)	c	1,996	1,939	1,934	1,842	1,806	1,753	1,634	1,670	1,610	1,555
基本金組入前当年度収支差額 (H26以前は帰属収支差額)	d=b-c	▲ 35	2	▲ 59	▲ 5	▲ 61	▲ 82	▲ 138	▲ 119	▲ 129	▲ 196
事業活動収支差額比率 (H26以前は帰属収支差額比率)	e=d÷b	▲1.8%	0.1%	▲3.2%	▲0.3%	▲3.5%	▲4.9%	▲9.2%	▲7.7%	▲8.7%	▲14.4%
基本金組入前当年度収支差額(H26以前は帰属収支差額)がマイナスの学校数	f	校 170	校 187	校 184	校 174	校 191	校 196	校 205	校 206	校 211	校 226
割合	g=f÷a	50.4%	56.2%	56.8%	54.2%	60.3%	63.2%	68.6%	69.1%	72.3%	79.0%

○高等学校の収支状況

(単位:億円)

年 度		25	26	(注1)27	(注1)28	29	30	R1	R2	R3	R4
集計学校数	a	校 1,286	校 1,288	校 730	校 1,310	校 1,301	校 1,289	校 1,283	校 1,287	校 1,285	校 1,288
事業活動収入 (H27以前は帰属収入)	b	10,384	10,848	5,833	11,092	11,053	10,985	10,887	11,067	11,056	11,357
事業活動支出 (H27以前は消費支出)	c	10,109	10,294	5,381	10,637	10,727	10,672	10,773	10,664	10,823	11,150
基本金組入前当年度収支差額 (H27以前は帰属収支差額)	d=b-c	275	554	452	455	326	313	114	403	234	207
事業活動収支差額比率 (H27以前は帰属収支差額比率)	e=d÷b	2.6%	5.1%	7.7%	4.1%	2.9%	2.8%	1.0%	3.6%	2.1%	1.8%
基本金組入前当年度収支差額(H27以前は帰属収支差額)がマイナスの学校数	f	校 553	校 521	(注2) 校 544/1,290	(注2) 校 530	校 582	校 586	校 627	校 542	校 576	校 616
割合	g=f÷a	43.0%	40.5%	42.2%	40.5%	44.7%	45.5%	48.9%	42.1%	44.8%	47.8%

○ 事業活動収支差額比率(帰属収支差額比率)とは、学校法人の負債とならない収入である事業活動収入(帰属収入)から事業活動支出(消費支出)を差し引いた差額(基本金組入前当年度収支差額(帰属収支差額))が収入全体の何%に当たるかを見る比率である。

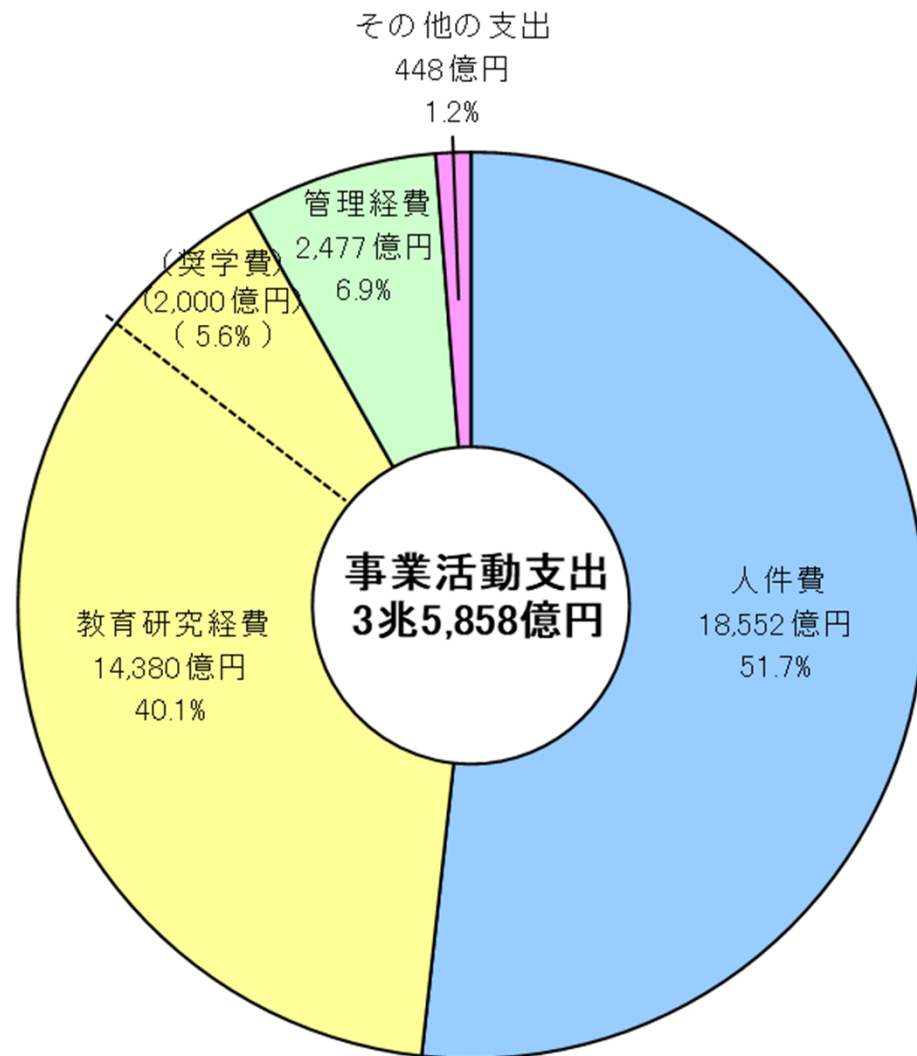
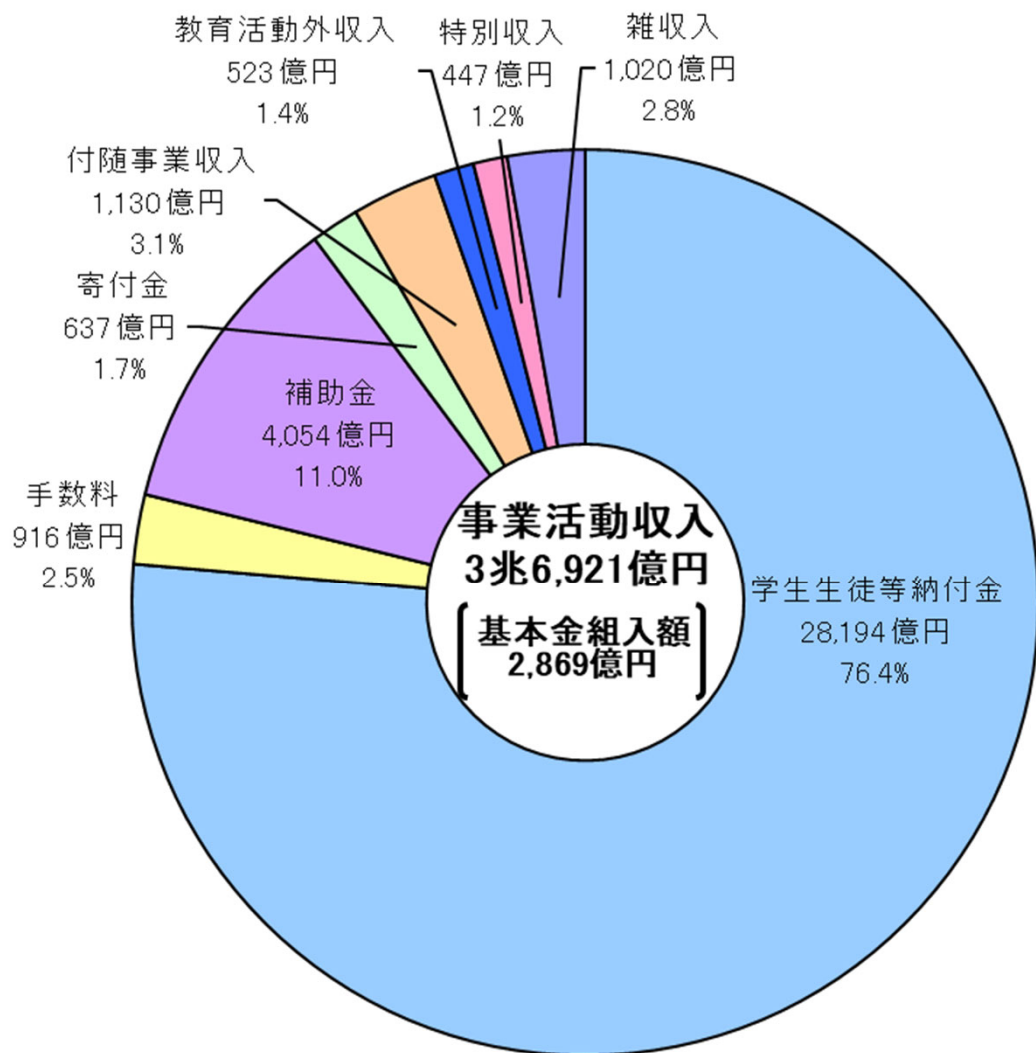
(※)出資(株式)の概念がなく、また、国公立学校のように施設が公費で賄われていない学校法人では、校地・校舎等の新たな取得や高度化、設備の維持・向上など教育研究の充実に必要な資産相当額を資本(基本金)として事業活動収入(帰属収入)の中からあらかじめ確保しなければならないため、基本金組入れ相当の基本金組入前当年度収支差額(帰属収支差額)が必要になる。

(注1)平成27年度における高等学校の収支状況については、高等学校法人が設置する部門のみの集計である。

(注2)平成27年度における高等学校の帰属収支差額比率に関する学校数及び割合には、大学法人及び短期大学法人の設置する高等学校を含めている。

出典:日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政」

私立大学の収支状況（令和4年度）



●事業活動収入とは

事業活動収入とは、学生生徒等納付金、寄付金、補助金等の学校法人の負債とならない収入のことで、借入金等は含まない。

●基本金とは

国公立学校のように施設が公費で賄われていない学校法人では、校地・校舎等の新たな取得や高度化、設備の維持・向上等教育研究の充実に必要な資産相当額を資本（基本金）として事業活動収入の中からあらかじめ確保しなければならない。

※教育活動外収入…受取利息・配当金、収益事業等の収入

※特別収入…資産売却差額等の収入

●事業活動支出とは

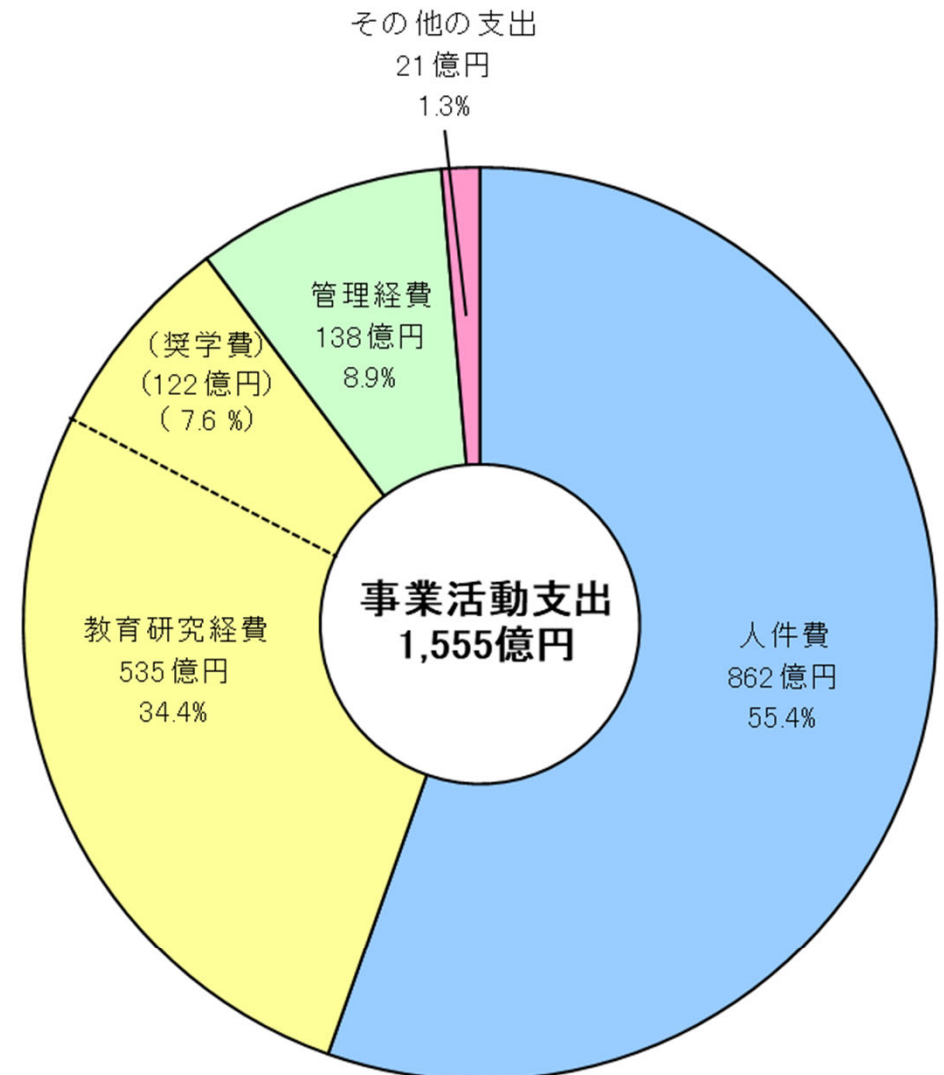
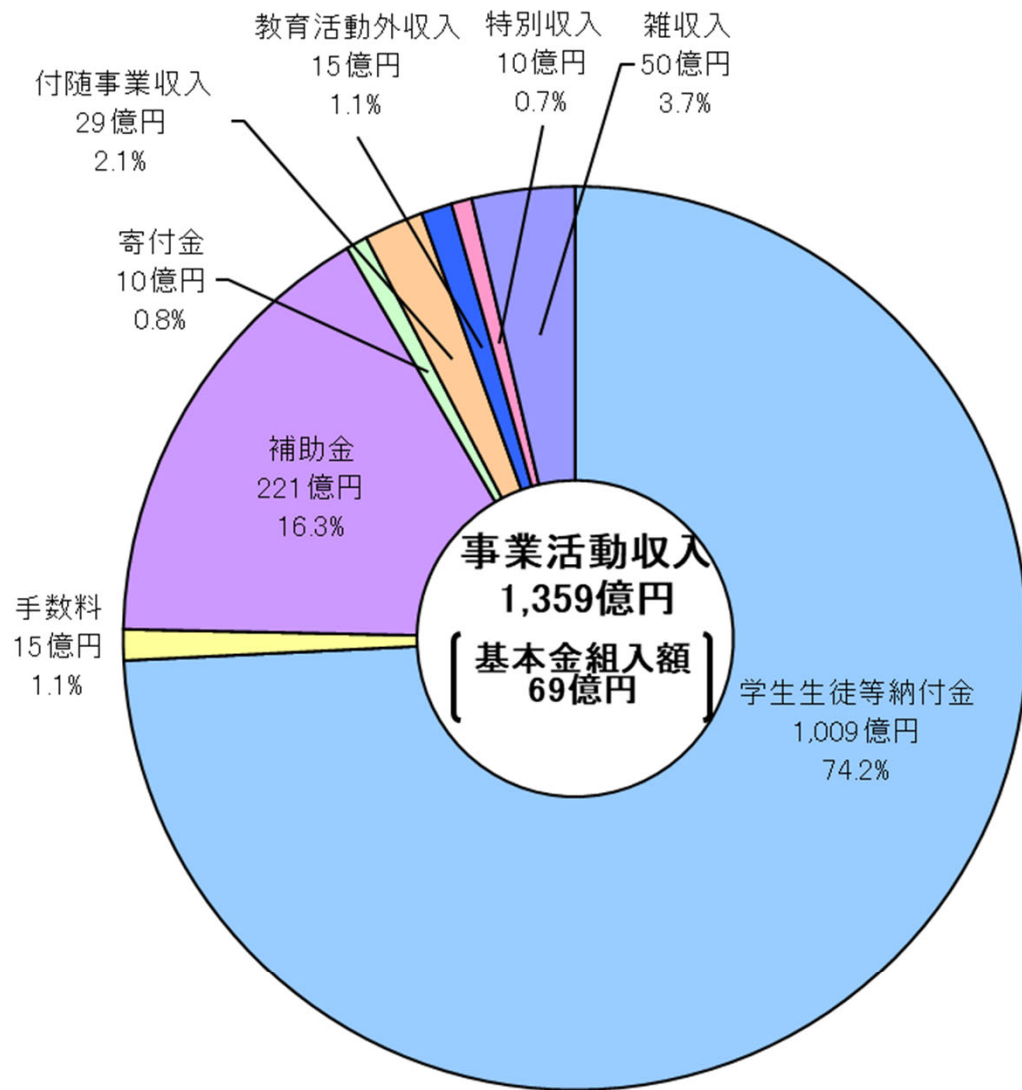
事業活動支出とは、人件費、教育研究経費等の支出（減価償却費、退職給与引当金繰入額等現金支出を伴わないものを含む）。

※ 出典：日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政（令和5年度版）」

※ 事業活動収支計算書（612校）の集計

※ 単位未満四捨五入の関係で、パーセント及び合計が一致しない場合がある。

私立短期大学等の収支状況（令和4年度）



●事業活動収入とは

事業活動収入とは、学生生徒等納付金、寄付金、補助金等の学校法人の負債とならない収入のことで、借入金等は含まない。

●基本金とは

国公立学校のように施設が公費で賄われていない学校法人では、校地・校舎等の新たな取や高度化、設備の維持・向上等教育研究の充実に必要な資産相当額を資本（基本金）として事業活動収入の中からあらかじめ確保しなければならない。

※教育活動外収入…受取利息・配当金、収益事業等の収入

※特別収入…資産売却差額等の収入

●事業活動支出とは

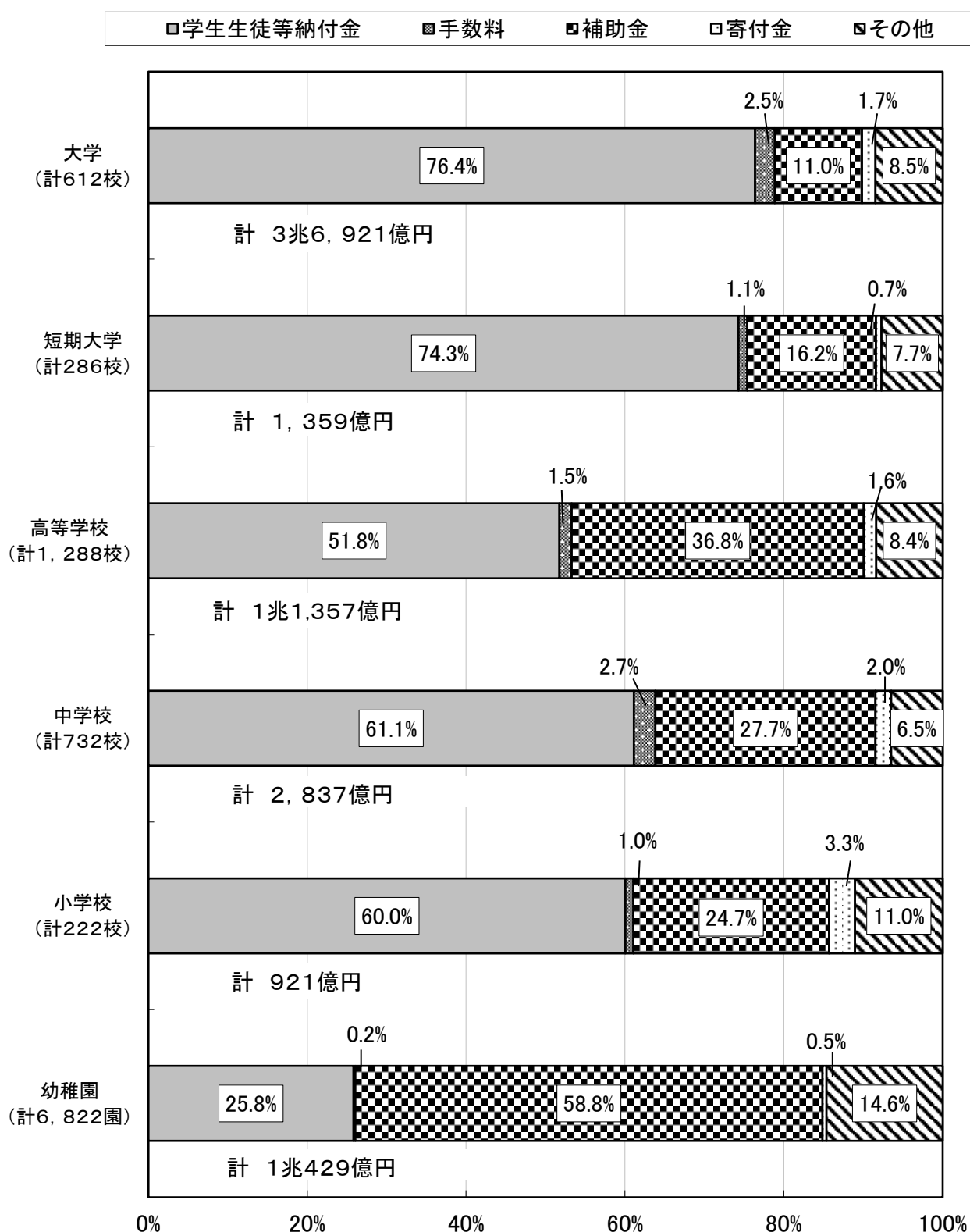
事業活動支出とは、人件費、教育研究経費等の支出（減価償却費、退職給与引当金繰入額等現金支出を伴わないものを含む）。

※ 出典：日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政（令和5年度版）」

※ 事業活動収支計算書（286校）の集計

※ 単位未満四捨五入の関係で、パーセント及び合計が一致しない場合がある。

私立学校の収入について



○大学・短期大学・高等学校・中学校・小学校は令和4年度決算、幼稚園は令和3年度決算の数値に基づき、各学校種の収入を合計したもの。

○補助金については、国庫補助金及び地方公共団体補助金を含む。

※出典：日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政」

学校法人運営調査委員制度の概要

<目的>

学校法人の管理運営の組織及びその活動状況、財務状況等について、実態を調査するとともに、必要な指導、助言を行い、学校法人の健全な経営の確保に資することを目的とする。(昭和59年度設置)

○ 運営調査の方法等

- (1) 学校法人ごとに学校法人運営調査委員による書類審査、実地調査、意見聴取等の方法により実施
- (2) それら運営調査事項を踏まえ、学校法人運営調査委員会を開催し、必要に応じて指導、助言すべき事項を当該学校法人に対して通知

○ 運営調査事項

- (1) 学校法人の管理運営の組織及びその活動状況に関すること
役員、評議員の就任状況、理事会、評議員会の開催・審議状況 等
- (2) 学校法人の財務に関すること
経年的財務状況、会計処理状況、収益事業の実施状況 等
- (3) その他学校法人の業務の執行状況等に関すること
業務の執行状況、経営方針、設置している大学等の教育等の状況 等

○ 学校法人運営調査委員の構成

私立学校関係者、公認会計士、弁護士、マスコミ関係者等の学校法人制度に詳しい35人以下の委員に委嘱

経営に課題を抱える学校法人に対する取り組み

学校法人の義務
(私学法25条)
設置校の教育研究に必要な財産の保有

**経営指導の
充実の必要性**
18歳人口減少
グローバル化
産業構造等変化

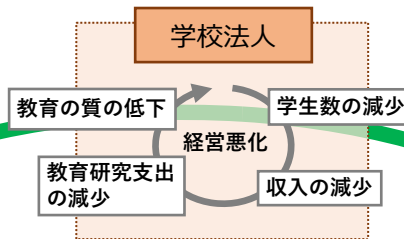
「私立大学等の振興に関する検討会議「議論のまとめ」(H29(2017).5.15)」
「経済財政運営と改革の基本方針2018(H30(2018).6.15)」
「中教審「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)(H30(2018).11.26)」
・各大学の一層の経営力強化が必要だが、経営困難法人が生ずることは不可避
・経営指導強化とともに、撤退含む早期の経営判断を促す指導が必要

学校法人の責務の明示
(私学法24条)(R2(2020).4.1施行)
・自主的な運営基盤の強化
・設置校の教育の質の向上
・運営の透明性の確保

文部科学省

学校法人運営調査委員制度(S59年度～)

- ◆ 学校法人の健全な経営の確保を目的に、管理運営組織やその活動状況、財務状況等を調査し、必要な指導・助言を実施、改善状況を確認
- ◆ 委員は私立学校関係者、弁護士、公認会計士、マスコミ関係者等
- ◆ 特に経営状況が厳しいと認められる一部の学校法人に対して、経営改善計画の作成及び計画の実施状況の報告を求め、経営改善の進捗状況を把握
- ◆ 経営改善計画の作成には私学事業団による経営相談等の活用を勧め、進捗状況の確認は学校法人運営調査委員によるヒアリング等を活用し、必要な指導・助言を実施



学校法人に対する一体的な 経営支援・指導

経営力強化に向けた環境整備

- 教学、人事、施設、財務等に関する事項について長期的ビジョンを踏まえた計画策定を義務化
- 学部単位での設置者変更を可能とする制度改善
- 合併等を検討する学校法人のマッチング(私学事業団による経営相談の一環)
- 地域連携プラットフォーム構築
- 大学等連携推進法人制度の創設

日本私立学校振興・共済事業団

経営相談・自己分析の促進

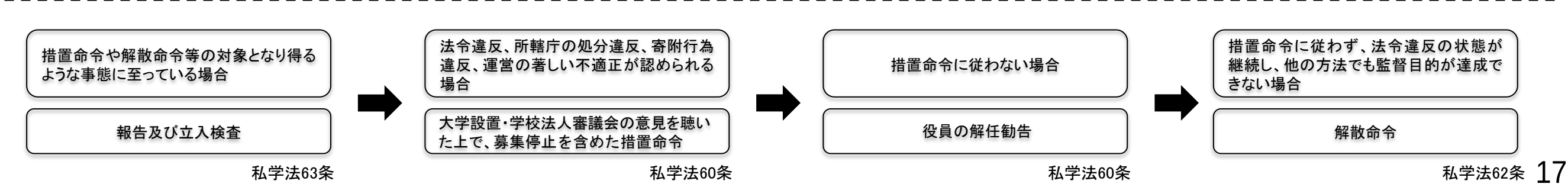
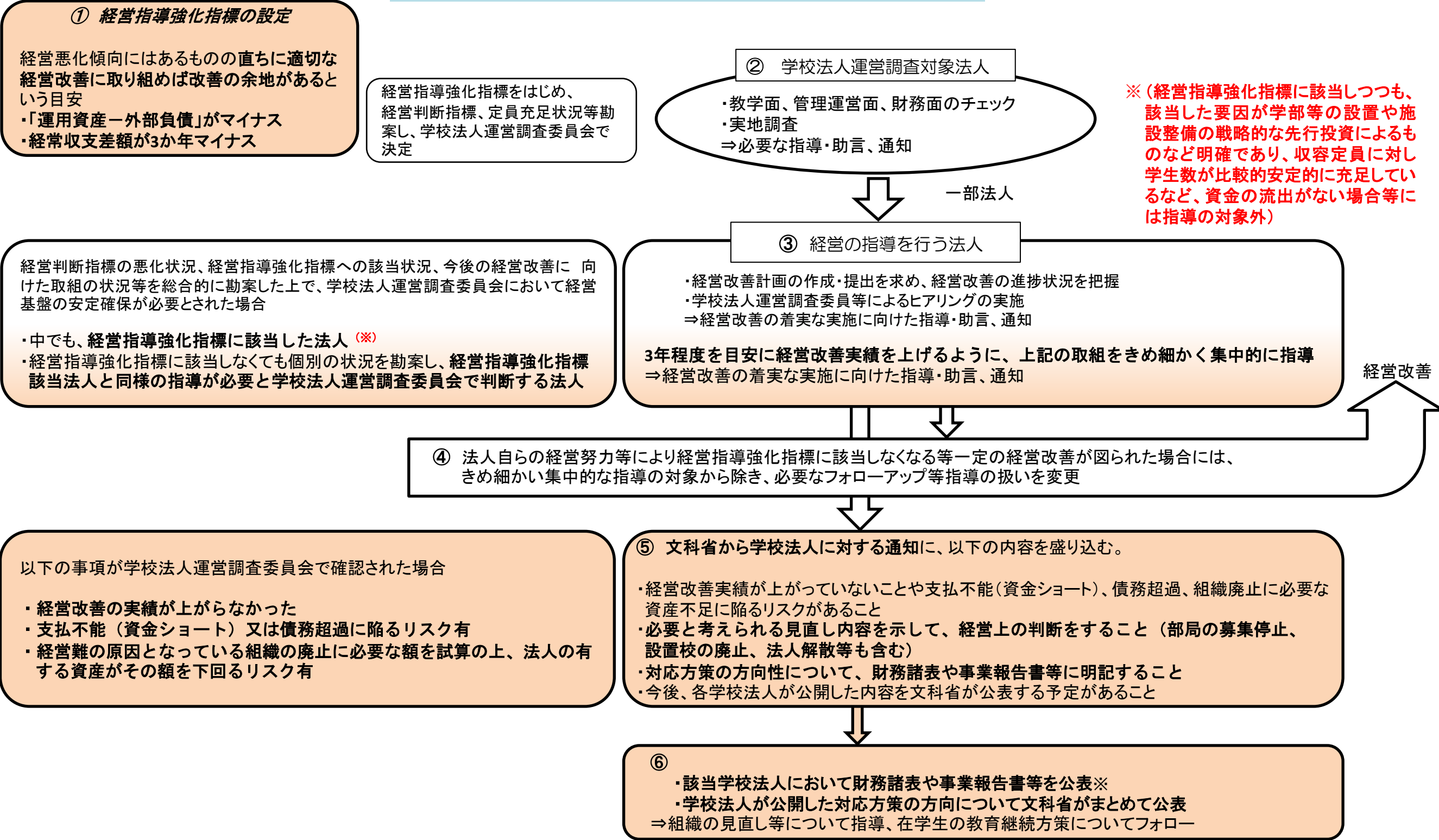
- 学校法人の要請に応じ、役員や教職員等からのヒアリングや経営上の問題点の分析等を実施し、改善策をアドバイス
- 学校法人がデータや分析資料を活用できるシステムを提供。さらに要望に応じた個別分析データも作成・提供
- 「経営改善のためのハンドブック」作成・提供
- 学校法人による経営状況の自己分析の一助となる「経営判断指標」を作成・提供。学校法人の本業である教育研究活動の収支状況と資産状況に着目し、支払不能の危険性の程度を段階わけ

経営指導の充実・強化(R元年度～)

- 新たに「経営指導強化指標※」を設定し、経営悪化傾向にある学校法人を一定の基準に基づき客観的に把握
※「運用資産－外部負債」がマイナス」かつ「経常収支差額」が3か年マイナス」
- 学校法人運営調査委員会において、経営指導強化指標を始め定員充足状況等を勘案し、集中的な経営指導を実施する学校法人を決定
- 私学事業団の経営相談を必須として経営改善計画を策定させ、3～5年を目安に経営改善実績を上げるよう、学校法人運営調査や進捗報告等を毎年行いながら、集中的な指導・助言を実施
- 経営改善できず支払不能等のリスクが確認された学校法人に対しては、対応方策を示した上での経営上の判断(募集停止や組織廃止等を含む)、及び、その方策の方向性の財務書類等への明記を求める指導通知を发出
- 学校法人が財務書類等へ記した対応方針を、文部科学省がまとめて公表する予定

学校法人に対する経営指導の充実

新しい要素の部分・令和元年度より実施

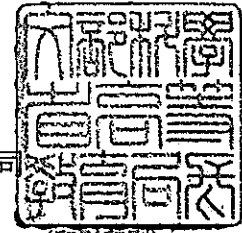




30文科高第318号
平成30年7月30日

文部科学大臣所轄各学校法人理事長 殿

文部科学省高等教育局長
義本 博司



(印影印刷)

学校法人運営調査における経営指導の充実について（通知）

急速に進展している産業構造や経済社会の変化に伴う社会人の学び直し及びグローバル化の進展に伴うより積極的かつ戦略的な留学生の受入れといった、大学等の高等教育機関（以下「大学等」という。）における新たな教育ニーズが生じることが考えられる一方、18歳人口の大幅な減少期を迎え、これまでの大学等の主たる教育対象である高等学校等からの進学者については、相当規模の減少が見込まれています。

このように大学等の経営にとって極めて大きな環境の変化を迎える中、学校法人においては、経営力を一層強化し、継続的・安定的に質の高い高等教育を提供することにより、学生、保護者はもとより地域、社会の信頼と支援を得ていくことが重要です。

文部科学省では、従来より、学校法人の健全な経営の確保に資することを目的として、学校法人運営調査において、学校法人の管理運営組織、その活動状況及び財務状況等について実態を調査するとともに、必要な指導・助言を行っております（別紙1参照）が、上記状況を背景に、「私立大学等の振興に関する検討会議 議論のまとめ」（平成29年5月15日私立大学等の振興に関する検討会議）や「今後の高等教育の将来像の提示に向けた中間まとめ」（平成30年6月28日中央教育審議会大学分科会将来構想部会）等において、経営指導の充実の必要性に関する提言がされてきたところです。

経営指導の具体的な充実方策については、学校法人運営調査委員会及び大学設置・学校法人審議会学校法人分科会の下に設置された学校法人制度改善検討小委員会において議論いただいていたところであり、その内容を踏まえ、平成31年度からの学校法人運営調査においては、下記のとおり経営指導の充実を図りますので、御承知をお願いします（別紙2参照）。

また、各学校法人においては、この機会に自己の経営状況について改めて点検を行い、必要な経営改善に取り組んでいただきますようお願いします。

なお、日本私立学校振興・共済事業団が、学校法人の経営改善等を支援する各種サービスを提供しております（別紙3参照）ので、適宜、御活用ください。

記

1. 経営指導強化指標の設定（別紙2①参照）

学校法人を取り巻く今日の厳しい経営環境を踏まえ、経営悪化傾向にあるものの、直ちに適切な経営改善に取り組めば改善の余地があるという状況の目安となる具体的な指標（以下「経営指導強化指標」という。）を以下の（１）かつ（２）と設定すること。

- （１）貸借対照表の「運用資産^{（注１）}－外部負債^{（注２）}」が直近の決算でマイナス
- （２）事業活動収支計算書の「経常収支差額^{（注３）}」が直近３か年の決算で連続マイナス

- （注１） 運用資産：すぐに換金可能な資産。学校法人会計基準（昭和４６年文部省令第１８号）第３５条第七号様式における、固定資産のうちの特定資産及び有価証券、流動資産のうちの現金預金及び有価証券の合計（別紙４参照）。
- （注２） 外部負債：外部から返済を求められる負債。学校法人会計基準（昭和４６年文部省令第１８号）第３５条第七号様式における、固定負債のうちの長期借入金、学校債及び長期未払金、流動負債のうちの短期借入金、１年以内償還予定学校債、手形債務及び未払金の合計（別紙４参照）。
- （注３） 経常収支差額：資産の売却など臨時的な要素となる特別収支を除いた収支。学校法人会計基準（昭和４６年文部省令第１８号）第２３条第五号様式における、（教育活動収入計＋教育活動外収入計）－（教育活動支出計＋教育活動外支出計）（別紙４参照）。

2. 学校法人運営調査の対象校（別紙2②参照）

- （１）毎年度行う学校法人運営調査の対象法人については、学校法人運営調査委員会において、財務状況、定員充足状況、過去の調査状況等を総合的に勘案して決定しているが、平成３１年度からは、前回の学校法人運営調査から長期間未実施で経営指導強化指標に該当する学校法人も対象とすること。
- （２）なお、経営指導強化指標に該当したものの、その原因が明確で、かつ、原因解消の具体的な方策が当該学校法人の理事会において決定・共有されている場合など、必ずしも学校法人運営調査の対象とする必要性がないと判断される場合には、当該学校法人については学校法人運営調査の対象としない場合もあること。

3. 学校法人に対するきめ細かい集中的な指導の実施（別紙2③、④参照）

- （１）学校法人運営調査委員会において、財務の悪化状況、経営指導強化指標への該当状況、今後の経営改善に向けた取組の状況等を総合的に勘案した上で、経営基盤の安定確保が必要と判断された学校法人、すなわち経営指導の対象となる学校法人のうち、経営指導強化指標に該当した学校法人及び経営指導強化指標に該当していなくても、個別の状況を勘案し、経営指導強化指標に該当した学校法人と同様の指導が必要と判断される学校法人については、３年程度を目安に経営改善の実績を上げるよう、きめ細かい集中的な指導を行うこと。

なお、きめ細かい集中的な指導の実施期間として目安となる３年程度の間に、学校法人運営調査委員会において、下記４．（１）①から③の状況が確認された場合には、その時点で下記４．の対応を行う予定であること。

- （２）きめ細かい集中的な指導の過程で、学校法人自らの経営努力等により経営指導強化指標に該当しなくなる等一定の経営改善が図られた場合には、学校法人運営調査委員会においてその状況を確認の上、きめ細かい集中的な指導の対象からは除き、財務状況等について必要なフォローアップを行うこと等、当該学校法人に対する指導の扱いを変更すること。

４．きめ細かい集中的な指導が行われた学校法人のうち、一定の状況が確認される学校法人への対応について（別紙２⑤、⑥参照）

- （１）上記３．（１）のきめ細かい集中的な指導が行われた学校法人について、学校法人運営調査委員会において、以下①から③の状況が確認された場合には、「学校法人運営調査委員による調査結果」（通知）において、経営判断を促す内容を含む予定であること。

- ① 経営改善の実績が上がらなかった。
- ② 支払不能すなわち資金ショート又は債務超過に陥るリスクがある。
- ③ 学校法人の有する資産が、経営難の原因となっている組織廃止に必要な額を下回るリスクがある。

- （２）上記４．（１）の通知には、以下の内容を盛り込む予定であること。

- ① 経営改善の実績が上がっておらず、支払不能すなわち資金ショート、債務超過、組織廃止に必要な資産不足に陥るリスクがあること。
- ② 必要と考えられる見直し内容を示して、経営上の判断をすること（部局の募集停止、設置校の廃止、学校法人解散等を含む）。
- ③ 上記①及び②を踏まえ、学校法人はその対応方策の方向性について、財務諸表や事業報告書等に明記すること。
- ④ 学校法人が上記③により公開した内容を文部科学省において公表する予定であること。

- ５．上記の学校法人に対する経営指導の充実は、私立学校の自主性を重んじること、また、国民が安心して大学等において学ぶことができる環境を整えることにより私立学校の公共性の向上を図ることを通じて、私立学校の健全な発達を図るよう、実施すること。

<本件連絡先>

上記１．２．４．５．について

文部科学省高等教育局私学部参事官付 私学経営支援企画室企画・法規係

TEL：03-5253-4111（内線 3320）FAX：03-6734-3396

上記３．について

文部科学省高等教育局私学部参事官付 学校法人経営指導室経営指導第二係

TEL：03-5253-4111（内線 2537）FAX：03-6734-3396

◆学校法人運営調査

学校法人の健全な経営の確保に資することを目的として、学校法人の管理運営組織、その活動状況及び財務状況等について実態を調査するとともに、必要な指導・助言を実施。(昭和59年より) 2020年までの間を「私立大学等経営強化集中支援期間」と位置付け、平成27年度より制度の一層の充実を図っている。

委員(※)構成
・私学理事(長)、学長／経験者
・弁護士
・公認会計士
・研究者／教授
・民間経験者

(マスコミ・ジャーナリスト等)

※文部科学省組織規程第45条第1項、第4項及び第5項に基づき、委員としての職務を遂行。

★H27より委員を増員
30名→35名

学校法人運営調査委員

指導・助言

＜書面審査、実地調査等を実施＞

財務面

管理運営面

教 学 面

★H27より調査校数を拡充
年間30法人程度→50法人程度

指導・助言に対する
改善状況報告

各学校法人

対象：全文部科学省所轄学校法人

★2020年までに全学校法人の約半数に実施予定

一部の学校法人

◆経営改善に向けた指導・助言

経営状況が特に厳しいと認められる学校法人に対しては、経営改善計画(5か年)に基づく経営改善状況の報告を求めるとともに、ヒアリング等を通じて個別に指導・助言を継続。

文部科学省 一経営指導一

- 学校法人に経営改善状況の報告を求め、経営改善の進捗状況を把握
- 学校法人運営調査委員等によるヒアリングを通じて、経営改善の着実な実施に向けた指導・助言を実施

経営改善計画の提出・報告等
経営指導等

経営指導の対象法人

経営改善計画の作成

【経営改善計画(モデル)】

- 1.経営改善計画最終年度における財務上の数値目標(現状分析含む)
- 2.建学の精神・ミッションを踏まえた学校法人の目指す将来像
- 3.実施計画(現状、問題点と原因、対応策)
 - (1)教学改革計画
 - ①設置校・学部等の特徴(強み弱み・環境分析)
 - ②学部等の改組・募集停止・定員の見直し等
 - ③カリキュラム改革・キャリア支援等
 - (2)学生募集対策と学生数・学納金等計画

- (3)外部資金の獲得・寄付の充実・遊休資産処分等計画
- (4)人事政策と人件費の抑制計画
- (5)経費抑制計画(人件費を除く)
- (6)施設等整備計画
- (7)借入金等の返済計画
- 4.組織運営体制
 - (1)理事長・理事会等の役割・責任とプロジェクトチームの設置等による経営改善のための検討・実施体制
 - (2)情報公開と危機意識の共有
- 5.財務計画表
- 6.経営改善計画実施管理表

経営相談等
経営改善計画の作成支援等

私学事業団 一経営相談一

- 経営上の問題点について現状分析、問題点の把握、考えられる対応策を整理してアドバイス
- 必要に応じて、人材バンク登録の専門家(公認会計士、弁護士、社会保険労務士、教学専門家等)と共同で実施

連携(情報共有・意見交換)

学校法人に対する経営指導の充実

新しい要素の部分

① 経営指導強化指標の設定

経営悪化傾向にはあるものの直ちに適切な経営改善に取り組み始めば改善の余地があるという目安

- ・「運用資産－外部負債」がマイナス
- ・経常収支差額が3か年マイナス

経営指導強化指標をはじめ、経営判断指標、定員充足状況等勘案し、学校法人運営調査委員会で決定

② 学校法人運営調査対象法人

- ・教務面、管理運営面、財務面のチェック
 - ・実地調査
- ⇒必要な指導・助言、通知



③ 経営の指導を行う法人

- ・経営改善計画の作成・提出を求め、経営改善の進捗状況を把握
 - ・学校法人運営調査委員等によるヒアリングの実施
- ⇒経営改善の着実な実施に向けた指導・助言、通知

3年程度を目安に経営改善実績を上げるように、上記の取組をきめ細かく集中的に指導
⇒経営改善の着実な実施に向けた指導・助言、通知



④ 法人自らの経営努力等により経営指導強化指標に該当しなくなる等一定の経営改善が図られた場合には、きめ細かい集中的な指導の対象から除き、必要なフォローアップ等指導の扱いを変更

以下の事項が学校法人運営調査委員会で確認された場合

- ・経営改善の実績が上がらなかった
- ・支払不能（資金ショート）又は債務超過に陥るリスク有
- ・経営難の原因となつていて組織の廃止に必要な額を試算の上、法人の有する資産がその額を下回るリスク有

⑤ 文科省から学校法人に対する通知に、以下の内容を盛り込む。

- ・経営改善実績が上がっていないことや支払不能（資金ショート）、債務超過、組織廃止に必要な資産不足に陥るリスクがあること
- ・必要と考えられる見直し内容を示して、経営上の判断をすること（部局の募集停止、設置校の廃止、法人解散等も含む）
- ・対応方策の方向性について、財務諸表や事業報告書等に明記すること
- ・今後、各学校法人が公開した内容を文科省が公表する予定があること



⑥ 該当学校法人において財務諸表や事業報告書等を公表

- ・学校法人が公開した対応方策の方向について文科省がまとめて公表
- ⇒組織の見直し等について指導、在学生の教育継続方策についてフォロー

措置命令や解散命令等の対象となり得るような事態に至っている場合

報告及び立入検査

私学法63条

法令違反、所轄庁の処分違反、寄附行為違反、運営の著しい不適正が認められる場合

大学設置・学校法人審議会の意見を聴いた上で、募集停止を含めた措置命令

私学法60条

措置命令に従わない場合

役員の解任勧告

私学法60条

措置命令に従わず、法令違反の状態が継続し、他の方法でも監督目的が達成されない場合

解散命令

私学法62条

平成30年度 私学経営情報センターが行う サービスのご案内

私学経営情報センターでは、学校法人の経営改善の支援及び教育条件及び経営に関する情報の収集・提供業務を行っております。当センターで提供している主なサービス内容と連絡先は以下のとおりです。経営相談、財務分析、会計処理、講演など幅広いサービスを提供しておりますので、ぜひご利用ください。

学校法人の要望例

○会計処理のご質問

会計処理の仕方を教えてほしい

○基礎調査等のご質問

基礎調査票e-マネージャの入力・操作等について教えてほしい

○規程集等の閲覧

学校法人の業務改善のため、他の学校の規程集等の事例を参考にしたい

○財務分析

学校の財務分析資料がほしい

○教育情報の活用・公表

大学等のさまざまな特色や取組を検索したい

○経営者や職員の研修・育成

私学経営に関する短期集中型の研修を受けたい

○研修会実施の支援

学園の役員、教員、職員を対象にした研修会の実施に協力してほしい

○改革事例等の紹介

教育改革等について他校で実施している具体的な事例を紹介してほしい

○経営上の問題への解決策の提案

「学生募集」「人件費削減」等の経営上の問題について、学園の現状にあった提案をしてほしい

○経営改善計画の作成支援

学校法人活性化・再生研究会最終報告で提案されている、目標と期限を明確にした経営改善方策を作成し、経営改善に努めたいが、その作成を支援してほしい

「学校法人活性化・再生研究会最終報告」
http://www.shigaku.go.jp/s_center_saisei.pdf
16ページ～18ページ、31ページ参照

「経営改善計画立案・実施のための参考資料」
http://www.shigaku.go.jp/s_kaizenkeikaku.htm

私学経営情報センターで提供可能なサービス

(会計処理等、基礎調査、e-マネージャについてのご質問への回答)
電話・メールで回答します

●会計処理等についてのご質問

☎03(3230)7846～7848

●基礎調査、e-マネージャについてのご質問

☎03(3230)7840～7843



(私学情報資料室) ☎03(3230)7846～7848

学校法人関係者を対象に、大学・短期大学法人の規程集等が閲覧できます(私学振興事業本部(九段事務所1階))

(データ提供) ☎03(3230)7846～7848

インターネットを利用して学園が直接、以下のデータや分析資料等を出力・閲覧できるシステム(私学情報提供システム)を提供しています

◇学生数 ◇財務データ ◇財務比率表 ◇今日の私学財政 等

(依頼に基づく資料提供) ☎03(3230)7839

「私学情報提供システム」で作成できない特別な加工が必要な分析データを作成・提供します。ご利用にあたっては、私学事業団へ「情報提供依頼書」を提出していただきます(内容により、日数を要します)

(大学ポートレート(私学版)) ☎03(3230)7852～7854

私立の大学、短期大学、高等専門学校の特徴や実践している教育研究の取り組みをWebサイトにて提供しています

(セミナー) ☎03(3230)7849・7850

理事長・学長向けにリーダーズセミナーを、若手職員向けにスタッフセミナーを開催しています

(講師派遣) ☎03(3230)7838

●センターの職員を講師として派遣します

●講師派遣については交通費と講演料が必要です
講演料の目安(1日)

2時間以内 : 3万円

2時間超4時間以内 : 5万円

4時間超 : 8万円



(経営相談) ☎03(3230)7826

●学園を訪問し、経営改革のキーパーソンとなる役員及び教職員の方々にヒアリングしながら、解決策を探ります

●学園の抱える経営上の問題点について現状分析、問題点の把握、考えられる対応策を整理してアドバイスをします

●必要に応じて事業団の人材バンクに登録している専門家(公認会計士、弁護士、社会保険労務士、教学専門家等)と共同で実施します

●経営改善計画の進捗状況を踏まえ、適時適切な助言等を行います

※左記の要望に対する連絡先は同色で囲まれた右欄内の電話番号となります。

学校法人会計基準 第七号様式 (第35条関係)
貸 借 対 照 表

(単位: 円)				
資産の部				
科目	本年度末	前年度末	増	減
固定資産				
有形固定資産				
土地				
建物				
構築物				
教育研究用機器備品				
管理用機器備品				
園舎				
車両				
建設仮勘定				
(何)				
特定資産				
第2号基本金引当特定資産				
第3号基本金引当特定資産				
(何)引当特定資産				
その他の固定資産				
借地権				
電話加入権				
施設利用権				
ソフトウェア				
有価証券				
収益事業元入金				
長期貸付金				
(何)				
流動資産				
現金預金				
未収入金				
貯蔵品				
短期貸付金				
有価証券				
(何)				
資産の部合計				

運用資産

負債の部				
科目	本年度末	前年度末	増	減
固定負債				
長期借入金				
学校債				
長期未払金				
退職給与引当金				
(何)				
流動負債				
短期借入金				
1年以内償還予定学校債				
手形債務				
未払金				
前受金				
預り金				
(何)				
負債の部合計				
純資産の部				
科目	本年度末	前年度末	増	減
基本金				
第1号基本金				
第2号基本金				
第3号基本金				
第4号基本金				
繰越収支差額				
翌年度繰越収支差額				
純資産の部合計				
負債及び純資産の部合計				

注記 重要な会計方針
重要な会計方針の変更等
減価償却額の累計額の合計額
徴収不能引当金の合計額
担保に供されている資産の種類及び額
翌年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額
当歳会計年度の末日において第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策
その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項
(注) 1 この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。
2 この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。

(単位:円)											
科 目		予 算	決 算	差 異							
事業活動収入の部											
教育活動収入											
教育活動収入計											
人件費											
教員人件費											
職員人件費											
役員報酬											
退職給与引当金繰入額											
退職金											
(印)											
教育研究経費											
消耗品費											
光熱水費											
旅費交通費											
雑費											
減価償却額											
(印)											
管理経費											
消耗品費											
光熱水費											
旅費交通費											
減価償却額											
(印)											
徴収不能額等											
徴収不能引当金繰入額											
徴収不能額											
教育活動支出計											
教育活動収支差額											

近年の学校法人運営調査における主な指導・助言事項等

大項目	中項目	指導・助言事項(その他意見含む)	備考
管理運営	監事	監事による教学面を含めた業務監査の充実	監事の業務である「学校法人の業務」及び「理事の業務執行」の監査は、財務面に限定されるものではなく、学校法人の業務の中心である教学面から捉えた学校運営に対する監査も含まれる。(個々の教育研究内容に立ち入ることは適当ではないが、例えば、学部・学科の改組や学生・生徒の募集計画、自己点検評価サイクルの稼働状況等、法人経営の重要な要素となる教学面の事項は含まれる。) 【参考】令和元年私立学校法改正Q&A Q6-1
		監事の監査を支援するための事務体制の整備	監事に対する情報の提供等の支援体制は十分に整えられている必要がある。 【参考】学校法人の寄付行為及び寄付行為の変更の認可に関する審査基準第13(7)
	役員報酬	役員報酬規程・役員退職金支給規程の整備及び公表	令和元年の私立学校法の改正により、役員に対する報酬等の支給の基準の作成及び事務所への備え置き並びに請求があった場合には閲覧に供することが規定されている。 また、大臣所轄法人においては報酬等の支給の基準を公表することも規定されている。 【参考】私立学校法第47条第2項、第48条、第63条の2第4号
		役員報酬規程において、支給額の算定方法を明確にすること	役員に対する報酬等の支給の基準は、役員の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めることとされている。 【参考】私立学校法施行規則第4条の5
	理事会 /評議員会	理事会における理事の出席率の改善	
		評議員会における評議員の出席率の改善	
		理事会及び評議員会の同時開催を改めること	
		理事会・評議員会の欠席時に意思表示を行うことのできる書面に改めること	書面による意思表示は具体的な議案ごとに賛否を示して行うことが望ましい。また、そのために資料は事前に送付しておくことが望ましい。
		理事会・評議員会は集会の形式(オンラインを含む)により行うこと	理事会・評議員会は、持ち回り決議によらず、実際に開催する形式(オンラインを含む。)で実施することが必要である。 【参考】新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた学校法人の運営に関する取扱いについて(事務連絡)
		決算に関する理事会、評議員会の運営を適切に行うこと	決算及び事業の実績については、理事会での議決を経た上で評議員会に報告し意見を求めることとされている。 【参考】私立学校法第46条
	理事/評議員	理事・評議員の欠員補充	【参考】私学法第30条第1項第5号、第35条第1項、第40条、第41条第2項
	備え付け /届出	会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監査報告書の作成及び備え付け	財産目録等の作成及び備え付けは会計年度終了後2か月以内に行うこととされている。 【参考】私立学校法第47条第1項、第2項
		理事長(代表権を有する者)や設置校の名称の変更に関する登記を所定の期間に行うこと	登記は変更から2週間以内に行うこととされている。 【参考】組合等登記令第3条第1項
		文部科学大臣に対する役員変更届出を速やかに行うこと	大臣所轄法人は役員の変更について遅滞なく届け出ることとされている。 【参考】私立学校法施行規則第13条第3項

大項目	中項目	指導・助言事項(その他意見含む)	備考
管理運営	規程	諸規程の整備	学校法人の管理運営上必要な諸規程が整備されている必要がある。 【参考】学校法人の寄付行為及び寄付行為の変更の認可に関する審査基準第13(12)
		・情報公開に関する規程	
		・稟議に関する規程	
	中期的な計画	中期的な計画の作成及び着実な実施	令和元年の私立学校法の改正により、大臣所轄法人においては事業に関する中期的な計画を作成することが規定された。 この中期的な計画については、教学、人事、施設、財務等に関する事項について中長期的視点で、学校法人としての経営の計画を立てる必要がある。また、抽象的な目標にとどまらず、データやエビデンスに基づく計画であることが望ましい。 【参考】私立学校法第45条の2第2項 学校教育法の一部を改正する法律等の施行について(通知)(令和元年7月12日 元文科高第518号)
財務	資産運用	資産運用に関する規程の整備や見直しを含め、適切な改善を図ること。	学校法人の資産運用にあたっては必要な規程の整備等に努めることや、責任ある意思決定と執行管理が行われる体制を確立するため、不断の点検を行うことが望ましい。 【参考】学校法人における資産運用について(通知)(平成21年1月6日高私参第7号)
	経常経費依存率	教育研究条件の充実向上(経常経費依存率の向上)	経常経費依存率(事業活動支出/学生生徒等納付金)を向上させることにより、授業料等の学生生徒等納付金を教育研究条件の充実という形で還元することが望まれる。
	経営改善計画	経営改善計画の作成及び着実な実施等による経営基盤の安定確保	学校法人は、設置する私立学校に必要な施設及び設備や経営に必要な財産を有している必要がある。経営状況が特に厳しいと認められる学校法人に対しては、経営改善計画の作成・計画に基づく経営改善状況の報告を求めている。 【参考】私立学校法第25条第1項、学校法人運営調査における経営指導の充実について(通知)(平成30年7月30日 30文科高第318号)別紙1・2
教学	学生確保/定員管理	設置する学校の学生確保に向けた対応策を立案し着実に実施	大学、短期大学は在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとされている。 【参考】大学設置基準第18条第3項、短期大学設置基準第4条第4項
		定員の見直しの検討	
		定員管理の適正化、定員超過の改善	
	教員補充	専任教員の補充	専任教員の欠員は速やかに解消する必要がある。 【参考】大学設置基準第7条 等
	FD	大学全体としてファカルティ・ディベロップメント(FD)活動・スタッフ・ディベロップメント(SD)活動の実質化	大学・短期大学は授業の内容及び方法の改善や教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、FD・SDを実施するものとされている。 【参考】大学設置基準第11条、短期大学設置基準第22条の2
	留学生管理	留学生管理を適切に行うこと	外国人留学生の適切な受入れ、在籍管理の徹底等がなされるよう求められている。 【参考】外国人留学生の適切な受入れ及び在籍管理の徹底等について(通知)(令和4年4月6日 4高学留第1号)
	教育体制の配慮	募集停止をした学校(学科)において、学生の教育に支障が生じないよう教育体制の維持に配慮	

監事機能の充実強化について

1. 私立学校法における監事の職務について（私立学校法第37条）

- (1) 学校法人の業務を監査すること。
- (2) 学校法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (4) 学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (5) 監査の結果、学校法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- (6) (5)の報告のため必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
- (7) 学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。
- (8) (6)の請求があった日から五日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を理事会又は評議員の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

2. 監事機能の充実強化について

監事は、理事の業務執行を監査する機関であり、法人運営について牽制機能を果たすだけでなく、学校法人の管理運営を適正化に極めて重要な役割を果たす。例えば、監査に際して学内関係者とのコミュニケーションを通じて関係者に新たな気付きを与えたり、監事から理事長・理事会に適切にアドバイスを行うことで、執行部がそれを法人運営に生かし、より良い管理運営につながることを期待されている。例えば、認証評価や経営指導、助成法監査では法人外部から指導・指摘事項が寄せられるが、これらに関して学校法人の対応が円滑に進んでいない場合に、適切に対応するよう監事から理事長・理事会に助言しその進捗を見守ることで、学校法人が社会の信頼を損ねることを回避できる。

このように、監事が適切かつ効果的な監査を行い、その機能を最大限発揮するためには、監事に対する理事長、理事や教職員等の理解と協力が不可欠である。

【監事機能の充実強化のためのポイント】

○監事として適格な者を人選

名誉職としての監事ではなく、知識と経験を持ち、積極的に行動する者を選ぶ。

○監事監査の重要性や監査への協力を法人内に周知

特に、教学監査の場合など、教職員の協力が必要。

○監事と理事長等との良好な関係の構築

なれ合いの関係ではなく、互いの立場を尊重した上で、何でも言い合える人間関係を構築しておく。

○監事の業務や責任に応じた報酬の支払い

無給で何もしない監事ではなく、しっかり仕事をしてもらい、それに見合った報酬を支払う。

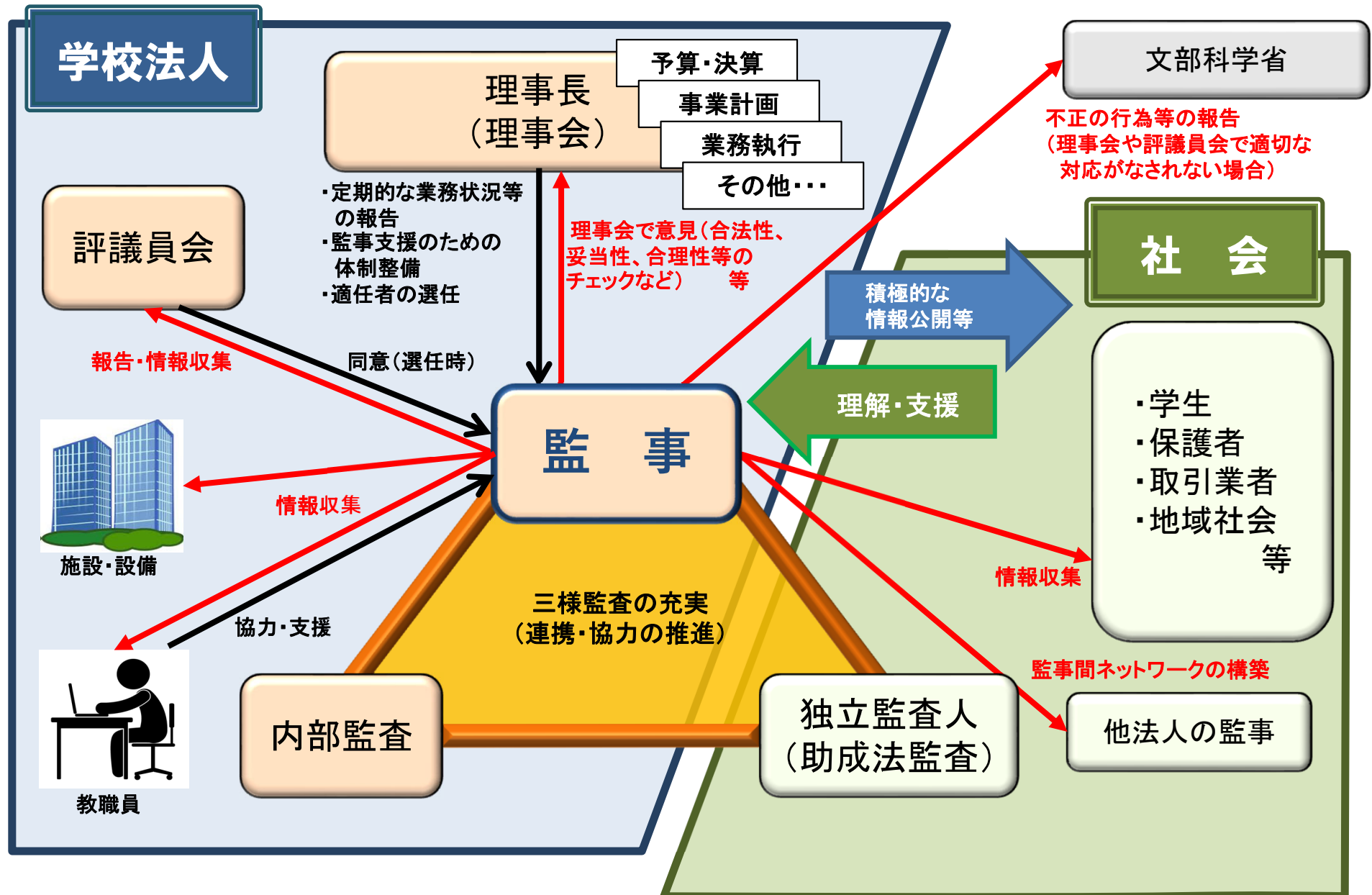
○監事の常勤化

監事監査の重要性から、できる限り常勤化とする。

3. 教学面の監査について

学校法人の業務の監査は経営面のみに限定されるものではなく、教学的な面についても学校法人の経営に関する問題であることから学校法人の業務として監査の対象となる（ただし、個々の教員の教育・研究内容に立ち入ることは適当でない）。

監事への期待



学校法人の届出・証明等の概要

1 届出を要するもの

学校法人の運営において、役員をはじめ様々な変更等が生じます。そのうち、法令により所轄庁に届け出ることとされるものがあります。

文部科学大臣が所轄庁の学校法人については、次の事項が該当しますので、遺漏のないよう手続きを行ってください。

事 項	根 拠 法 令	担当係
1 役員（理事・理事長・監事）の変更	私立学校法施行規則第13条	総括係
2 資産総額の変更	私立学校法施行規則第13条	総括係
3 理事長（又は代表権のある理事）の住所・氏名の変更	私立学校法施行規則第13条	総括係
4 仮処分による役員の職務執行停止、その変更、取消し	私立学校法施行規則第13条	総括係
5 校地・校舎等の変更	学校教育法施行規則第2条及び第6条	総括係

2 申請により証明書を交付するもの

学校法人に対しては、次のような税について非課税措置が講じられています。当該措置を受けるには、所轄庁が交付する証明書が必要となります。

○ 校地・校舎等の登録免許税 ○ 寄附金に係る所得税、法人税、相続税

事 項	根 拠 法 令	担当係
6 校地・校舎等の使用（取得）証明	登録免許税法第4条第2項	総括係
7 特定公益増進法人の証明	所得税法施行規則第47条の2及び法人税法施行規則第24条	総括係
8 相続税非課税対象法人の証明	租税特別措置法施行規則第23条の3	総括係

3 学校法人の届出・申請の手引き

- ① 各届出・申請等の実務の参考として、特に留意すべき事項等をまとめた「学校法人の届出・申請の手引」を作成しています。

実際の届出・申請に当たっては、本手引を確認し、関係法令や通知等を十分理解の上、手続
をしてください。

前ページの1～8については原則電子データでご提出ください。

＜提出先メールアドレス＞

高等教育局私学部参事官付総括係 宛

E-mail : s-shinsei@mext. go. jp

不明な点がありましたら、担当係へ照会してください。

文部科学省 高等教育局

私学部 参事官付 総括係 03-5253-4111（内線：3328）

【E-mail】s-shinsei@mext. go. jp

- ② 本手引及び届出・申請様式は文部科学省ホームページに掲載しています。

(https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/008/001.htm)

文部科学省ホームページトップ ＞ 教育 ＞ 大学・短大・専門教育に関すること

＞ 私立学校の振興＞ 学校法人の各種申請手続き ＞ 学校法人の届出・申請の手引

【注意】

- 届出・申請において、表記の誤りが大変多くなっています。特に証明書の交付申請において誤りがあると、修正に時間を要するため、希望する日までに証明書を発行できない場合があります。提出前に内容に誤りがないか、よく確認するようにして下さい。また、担当者の連絡先は必ず添付して下さい（特にEメールアドレスの記載漏れが多くなっております。Eメールアドレスは必ず記載して下さい）。
- 各様式例はあくまで「例」です。届出・申請する内容に沿うように、適宜文言を追加、削除して下さい。

令和5(2023)年度 私学経営情報センターが行う サービスのご案内

私学経営情報センターでは、学校法人の経営改善の支援及び教育条件並びに経営に関する情報の収集・提供業務を行っております。当センターで提供している主なサービス内容と連絡先は以下のとおりです。経営相談、財務分析、会計処理、講演など幅広いサービスを提供しておりますので、ぜひご利用ください。

学校法人の要望例

○会計処理のご質問

会計処理の仕方を教えてほしい

○基礎調査等のご質問

基礎調査票e-マネージャの入力・操作等について教えてほしい

○規程集等の閲覧

学校法人の業務改善のため、他の学校の規程集等の事例を参考にしたい

○財務分析

学校の財務分析資料がほしい

○教育情報の活用・公表

大学等のさまざまな特色や取り組みを検索したい

○経営者や職員の研修・育成

私学経営に関する短期集中型の研修を受けたい

○研修会実施の支援

学校法人の役員、教員、職員を対象にした研修会の実施に協力してほしい

○改革事例等の紹介

教育改革等について他校で実施している具体的な事例を紹介してほしい

○経営上の問題への解決策の提案

「学生募集」「人件費削減」等の経営上の問題について、学校法人の現状にあった提案をしてほしい

○経営改善計画の作成支援

学校法人活性化・再生研究会最終報告で提案されている、目標と期限を明確にした経営改善方策を作成し、経営改善に努めたいが、その作成を支援してほしい

「学校法人活性化・再生研究会最終報告」
https://www.shigaku.go.jp/s_center_saisei.pdf
16ページ～18ページ、31ページ参照

「経営改善計画立案・実施のための参考資料」
https://www.shigaku.go.jp/s_kaizenkeikaku.htm

私学経営情報センターで提供可能なサービス

(会計処理等、基礎調査、e-マネージャについてのご質問への回答)
電話・メールで回答します

●会計処理等についてのご質問

☎03(3230)7846～7848

●基礎調査、e-マネージャについてのご質問

☎03(3230)7840～7844



(私学情報資料室) ☎03(3230)7846～7848

学校法人等の役職員を対象に、大学・短期大学法人の規程集等が閲覧できます(私学振興事業本部(九段事務所1階))

(データ提供) ☎03(3230)7846～7848

インターネットを利用して小学校法人から大学法人が直接、以下のデータや分析資料等を出力・閲覧できるシステム(私学情報提供システム)を提供しています

◇学生数 ◇財務データ ◇財務比率表 ◇今日の私学財政 等

(依頼に基づく資料提供) ☎03(3230)7838

「私学情報提供システム」で作成できない特別な加工が必要な分析データを作成・提供します。ご利用にあたっては、私学事業団へ「情報提供依頼書」を提出していただきます(内容により、日数を要します)

(大学ポートレート(私学版)) ☎03(3230)7852～7853

私立の大学、短期大学、高等専門学校の特色や実践している教育研究の取り組みをWebサイトにて提供しています

(セミナー) ☎03(3230)7849～7851

理事長・学長向けにリーダーズセミナーを、若手職員向けにスタッフセミナーを開催しています

(講師派遣) ☎03(3230)7839

●センターの職員を講師として派遣します

●講師派遣については交通費と講演料が必要です

(経営相談) ☎03(3230)7828・7829

●学校法人を訪問し、経営改革のキーマンとなる役員及び教職員の方々にヒアリングしながら、解決策を探ります

●学校法人の抱える経営上の問題点について現状分析、問題点の把握、考えられる対応策を整理してアドバイスをします

●必要に応じて事業団が依頼している専門家

(公認会計士、弁護士、社会保険労務士、教学専門家等)と共同で実施します

●経営改善計画の進捗状況を踏まえ、適時適切な助言等を行います

●学校法人にて経営相談を実施する場合、所定の交通費が必要になります

※左記の要望に対する連絡先は同色で囲まれた右欄内の電話番号となります。

「学校法人の経営改善等のためのハンドブック（第1次改訂版）」 （日本私立学校振興・共済事業団）

日本私立学校振興・共済事業団では、経営困難に陥る学校法人が増加する予想のもと、経営改善を進める必要のある学校法人が、取り組みを進めるための参考とできるよう、今後取り組むべき道筋や具体的な手法などをまとめた「学校法人の経営改善等のためのハンドブック」を作成、公表。（令和3年1月・作成、公表、令和4年10月・第1次改訂版作成）

学校法人の経営改善等のためのハンドブック《第1次改訂版》の内容

I 経営悪化の認識

- 1 経営悪化とその兆候の認識
- 2 経営悪化を具体的にチェック
- 3 関係者が経営悪化に気づくタイミング

II 相談

- 1 私学事業団
- 2 外部相談先の例
- 3 相談内容
- 4 相談前の準備
- 5 相談後の取り組み

III 経営状態の分析

- 1 定量的な問題点の洗い出し(定量的な環境分析)
- 2 定性的な問題点の洗い出し(定性的な環境分析)
- 3 SWOT分析
- 4 分析が困難になった場合

IV 経営状態の情報共有

- 1 情報共有の前の心構え
- 2 問題意識共有による効果
- 3 情報共有の具体的方法
- 4 情報共有のための責任者

V 経営改善計画の策定

- 1 実施体制
- 2 改善戦略
- 3 財務シミュレーション作成
- 4 計画策定上の注意点

VI 経営改善計画の実行

- 1 実施体制
- 2 各改善策のPDCA
- 3 目標達成が困難な状況での判断

VII 合併等

- 1 学校法人や私立学校における合併等の類型例
- 2 合併等までの流れと留意点

VIII 再生(再建)

- 1 私的整理(再建型)
- 2 民事再生

IX 撤退

- 1 撤退までの流れと留意点
- 2 破産手続き



掲載URL : https://www.shigaku.go.jp/files/s_keieikaizenhandbook_kaitei1.pdf